

令和6年2月27日

予 算 委 員 会

阿久根市議会

1 会議名 予算委員会

2 日時 令和6年2月27日(水)

開会 午前9時59分

散会 午後3時58分

3 場所 議場

4 出席委員

白石純一委員長、大田基次副委員長、高崎良二委員、
竹之内和満委員、大野雅子委員、渡辺久治委員、
川畑二美委員、川原慎一委員、竹原信一委員、
牟田学委員、木下孝行委員、山田勝委員、
濱田洋一委員

5 事務局職員

次長兼議事係長 上脇重樹、庶務係長 野中義昭

6 説明員

総務課

課長 中野貴文君
参事 児玉秀則君
課長補佐兼職員係長 榎柑幸一郎君
情報管理係長 白肌隆一君
消防係長 岩崎庸介君

財政課

課長 猿楽浩士君
課長補佐兼財政係長 尾上謙一郎君
管財係長兼財産活用推進係長 四郎園佳那君

企画調整課

課長 尾塚禎久君
課長補佐兼企画調整係長兼統計調査係長 岩下亮一君
地域振興係長 橋口武史君

市民環境課

課長 平田寿美子君
課長補佐兼住民年金係長 中園修君
主幹兼環境対策係長 大野勇人君

福祉課

課長 尻無濱久美子君
課長補佐兼福祉係長 前田敏君
保護係長 松崎正幸君
児童福祉係長 平田祥子君

みなみ保育園園長	佐渡谷	まなみ	君
健康増進課			
課長	寺地	克己	君
補佐兼国保係長兼新型コロナワクチン対策係	大橋	尚子	君
保健予防係	篠原	千美子	君
母子保健係	田上	智子	君
介護長寿課			
課長	山元	正彦	君
補佐兼地域包括支援係	尾上	覚史	君
介護保険係	本	千晶	君
高齢者支援係	宇都	貴子	君
農政課			
課長	大野	裕人	君 (兼)
補佐兼農政管理係	川原	陽介	君
課長補佐兼農村振興係	下澤	克宏	君
水産林務課			
課長	園田	豊	君
補佐兼水産係	早水	英行	君
林務係	所崎	慎也	君
商工観光課			
課長	宮下	雅行	君
補佐兼観光推進係	船藏	真一	君
商工振興係	大川内	広樹	君
都市建設課			
課長	池田	英人	君
補佐兼管理係	松下	直樹	君
課長補佐兼建設係	小筋	隆次郎	君
課長補佐兼維持係	花田	伸行	君
課長補佐兼建築係	尾上	国男	君
都市計画係	宮路	隆博	君
住宅対策係	脇園	渉	君
議会事務局			
局長	牟田	昇	君
農業委員会事務局			
事務局長	大野	裕人	君 (兼)
管理係	鍋籾	雄太	君
選挙管理委員会事務局			
事務局長	新寺	浩二	君
兼管理係	塘園	勝夫	君
教育委員会事務局			
教育総務課			

審査の経過概要

白石純一委員長

ただいまから予算委員会を開会します。

本委員会に付託された案件は、議案第1号、令和5年度阿久根市一般会計補正予算（第9号）です。

日程は、配付しました日程表のとおりですので、よろしくお願ひいたします。

それでは審査に入ります。

議会事務局は入室してください。

〔議会事務局入室〕

○ 議案第1号 令和5年度阿久根市一般会計補正予算（第9号）

白石純一委員長

議案第1号を議題とし、議会事務局所管の事項について審査に入ります。

議会事務局長の説明を求めます。

牟田議会事務局長

それでは、議案第1号中、議会事務局の所管する事項について説明いたします。

一般会計補正予算書（第9号）の7ページを御覧ください。

初めに、第3表、債務負担行為補正のうち議会事務局所管分は、1行目の市議会だより及び市議会会議録印刷製本費と2行目の議会ビジネスチャット利用料の2件で、令和5年度と同じ内容を引き続き行うものであり、3月中に契約を締結するためであります。このビジネスチャットとは、現在、議員への連絡等に使用しておりますロゴチャットのことであります。

次に、歳出について説明いたします。

31ページを御覧ください。

1款1項1目議会費4節共済費については、全国市議会議員共済会が徴収する議員共済納付金公費負担金の減額であります。この負担金の基準額は、毎年4月1日現在の議員数で算定されており、本市議会の令和5年4月1日現在の議員数は11名であり、当初予算の算定人数は15人との差である4人分を減額するものです。

次に、8節旅費及び9節交際費は、各種会議、行事等が中止または縮小されたことにより減額するものです。

10節需用費は、市議会だより及び市議会会議録の印刷ページ数の実績見込みにより減額するものです。

また、18節負担金、補助及び交付金は、各種会議等が中止となったことにより減額するものです。

以上で説明を終わりますが、御審議方よろしくお願ひいたします。

白石純一委員長

局長の説明が終わりましたので質疑に入ります。

質疑ございませんか。

竹原信一委員

すみません、先ほど11人という話で、15人が11人というんじゃないの、14人じゃないの。

牟田議会事務局長

先ほども説明いたしましたけれども、7ページの2行目が議会の利用料になります。次のページの8ページの下から2行目が執行部分の利用料になるということでございます。

〔竹原信一委員「数からいったら大体こんなもんなんですかね、10倍ぐらい、15倍ぐらい」と呼ぶ〕

竹原信一委員

数から言って15倍ぐらいの感じですけど、中身の人数はそんなもんなんですか。

牟田議会事務局長

この分については、所管である総務課のほうでお尋ねいただければというふうに思っております。執行部分についてはですね。

議会の部分は、議員の方々14名と、いろんな設定等を行う管理者分として、合わせて15のアカウントを契約するというところでございます。

白石純一委員長

よろしいですか。

〔竹原信一委員「あんまりよくないけど、まあいいや」と呼ぶ〕

山田勝委員

31ページの共済議員共済費、議員の共済費の減額ですけどね、具体的にどんなのがあるのかな。今、議員の共済費というのは。

牟田議会事務局長

この議員共済会の負担金というのは、議員年金の制度に基づく、その負担金ということでございます。

現在、阿久根市内で受給されている方が遺族年金分も含めて19名ほどいらっしゃいます。その方々に対する支給のために、全国の市議会から負担金を頂いて支給しているということになっております。

山田勝委員

現在の議員じゃなくて、過去の議員の方々の分ということですね。

牟田議会事務局長

これは平成23年度に制度が始まったわけですけども、その当時、加入してらっしゃった方全員が一時金という形でこの年金を頂いております。

そのほかの方々は、継続して年金を受給されているということになりますので、そのことになります。

山田勝委員

分かりやすく言えば、前していた方々、現在の人は誰もこれに入ってないんでしょう。

牟田議会事務局長

おっしゃるとおりなんですけれども、年金自体が議員をお辞めになってからの発生するものですので、現在は、現職の方はいらっしゃいません。

〔山田勝委員「そういうふうに言えば分かるんだけど」と呼ぶ〕

竹原信一委員

大事なことを指摘させていただきたいんですけども、先ほどこのビジネスチャットの件で、議会のほうはこれだけです。あっちのほうは、執行部のはそっちで聞いてくださいと

いう答えしかもらえなかったわけですよ。

実際の話、私たちは審査としてですね、この金額が適正なのかということ審査してるわけですよ。

ですから、執行部の場合は92万円、議会は6万円、これぐらいの人数からいったら適正だと考えております。そういう考え方を答弁してもらわないと。

私のところはこうしてますから、それで、あっちはあっちで聞いてくださいというそういう態度はね、事務局としてはよくないですよ。

終わります。

牟田議会事務局長

正確な人数等は総務課が把握していらっしゃいますので、そちらのほうにお尋ねいただきたいということでございます。

渡辺久治委員

7ページのビジネスチャットでお伺いしますけども、よく僕はスクリーンショットを使うんですけども、ロゴチャットでスクリーンショットを使うと、これをどこかにお知らせしますとか出るんですけども、これはそれがスクリーンショットを使うとそういうのが分かるんですか、そっちのほうで。

牟田議会事務局長

はい。これはあくまでビジネスチャットという形になっておりますので、業務で使う物ですね。

したがって、そういうセキュリティ上はそういう通知が来るようになってきているところで

渡辺久治委員

例えば、個人個人でやりとりした情報というのもそちらで分かるんですか。そっちで把握してるんですか。

牟田議会事務局長

そういう機能はなかったかというふうに思っております。

〔渡辺久治委員「ないんですか」と呼ぶ〕

我々というかですね、事務局ではそういうのは見れないようになっておりまして、システム上ログという形で保管はされていると。

ただ、それを見るためには相応の理由があって、でないとその大本の管理者の方も見せてはいただけないということになります。

〔渡辺久治委員「分かりました。はい、結構です」と呼ぶ〕

白石純一委員長

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、議案第1号中議会事務局所管の事項の審査を一時中止します。

〔議会事務局退室、選挙管理委員会入室〕

議案第1号中、選挙管理委員会事務局所管の事項について審査に入ります。

選挙管理委員会事務局長の説明を求めます。

新塘選挙管理委員会事務局長

議案第1号中、選挙管理委員会事務局の所管する事項につきまして御説明いたします。

初めに、歳出について御説明いたします。

補正予算書の33ページをお開きください。

第2款総務費4項1目選挙管理委員会費の財源組替えは、歳入でも御説明いたしますが、県条例制定請求署名簿審査事務交付金が歳入として確定したことから、一般財源と財源組替えするものであります。

次に、6目県議会議員選挙費は、昨年4月9日執行の県議会議員選挙が無投票となったことから、要した経費が確定したことにより、不用額を減額するものであります。

次に、34ページになりますが、中ほどの8目市議会議員選挙費の減額は、昨年4月23日に執行した阿久根市議会議員選挙に要した経費が確定したことにより、不用額を減額するものであります。

以上で歳出の説明を終わり、次に、歳入について御説明いたします。

26ページをお開きください。

下段の第15款県支出金2項1目総務費県補助金1節総務管理費補助金の県条例制定請求署名簿審査事務交付金の12万1000円は、交付金が確定したことにより計上したものであります。

次に、27ページの中程になりますが、3項1目総務費委託金4節選挙費委託金の減額は、県議会議員選挙の執行に係る県の委託金が確定したことに伴うものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくお願ひいたします。

白石純一委員長

事務局長の説明が終わりましたので質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、議案第1号中選挙管理委員会事務局所管の事項の審査を一時中止します。

〔選挙管理委員会退室、総務課入室〕

議案第1号中、総務課所管の事項について審査に入ります。

総務課長の説明を求めます。

中野総務課長

議案第1号中、総務課の所管する事項について御説明いたします。

初めに、7ページをお開きください。

第3表は債務負担行為の補正であり、令和6年度当初から事務事業の実施手続が必要なものについて、令和5年度中に契約等を行うため補正するものであります。

このうち総務課所管分は、上から3行目の顧問弁護士業務委託料から7行目のコンシェルジュ・デスクサービス利用料までの5件及び8ページの2行目庁舎平常日清掃業務委託料から9ページの最後、住民窓口の多様化モデル運用保守業務委託料までの21件の合計26件であります。

このうち25件は、令和5年度に引き続き実施する事業や導入済みのシステムの継続、更新に係る保守委託料等であり、今回新たに追加した項目1件については、9ページの1番下、住民窓口の多様化モデル運用保守業務委託料であり、本件は4月から本格稼働予定の書かない窓口等のシステムの運用やサポートに関する委託料であります。

次に、歳出の主なものについて御説明いたします。

31ページをお開きください。

第2款総務費1項1目の一般管理費は、18節負担金、補助及び交付金で、令和5年度の防犯灯LED化推進事業の実績に基づいて減額しようとするものであります。

次に、3目広報費は、広報用放送施設デジタル化事業が本年度で終了し、事業の財源として造成した地域振興基金分の解約に伴い、繰入金が発生するため、財源組替えを行うものであります。

次に、7目財産管理費のうち総務課所管分は、17節備品購入の減額であり、公用電気自動車の購入に当たり、当初予定していた普通車1台が生産体制等の諸事情から受注停止となり購入できなかったことから、その費用を減額しようとするものであります。

次に、33ページをお開きください。

17目電算管理費は、デジタル田園都市国家構想交付金事業の執行残であり、いわゆる書かない窓口等のシステム導入に当たり、当初想定していたシステムの構築経費と使用料が安価で済んだこと、また、書かない窓口用のサーバー等の機器類の購入が不要になったことから、実績に応じて減額するものであります。

以上で歳出を終わり、次に、歳入について御説明いたします。

27ページにお戻りください。27ページの1番下になります。

16款財産収入2項2目物品売払収入の補正額のうち総務課所管分は12万円であり、公用車の普通自動車1台を売却したものであります。

次に、28ページをお願いいたします。

第18款繰入金1項10目地域振興基金繰入金の補正額のうち総務課所管分は675万6000円の減額であり、歳出で御説明いたしました広報用放送施設デジタル化事業の終了に伴う基金解約に伴う4万4000円を繰り入れ、公用電気自動車1台の購入ができなかったことによる繰入金の減額を行うものであります。

次に、29ページをお願いいたします。

第20款諸収入5項4目20節雑入の補正額のうち総務課所管分は、上から4行目、クリーンエネルギー自動車導入促進補助金であり、本年度、公用軽電気自動車4台分の購入に対し、一般社団法人次世代自動車振興センターから1台当たり55万円の国庫補助金が交付されたものであります。

以上で説明を終わりますが、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

白石純一委員長

課長の説明が終わりましたので質疑に入ります。

質疑ございませんか。

竹原信一委員

場所を忘れたんですけど、先ほどなんか窓口の何かを買わなくて済んだのでという話がありましたよね。

そこをもう1回言ってくれませんか。

システムの道具を買わなくて済んだから削減になったという。覚えてない。書かない窓口サーバーほか、どっかそこら辺の話、33ページあたりのことだと思うんです。

中野総務課長

御説明申し上げます。33ページの部分です。

17目電算管理費は、デジタル田園都市国家構想交付金事業の執行残であり、いわゆる書

かない窓口等のシステム導入に当たり、当初想定していたシステムの構築経費と使用料が安価で済んだこと、また、書かない窓口用のサーバー等の機器類の購入が不要になったことから、実績に応じて減額するものでございます。

竹原信一委員

サーバー等が不要になった原因というか、そこら辺をお願いします。説明してください。

白肌情報管理係長

もともとサーバーはハードウェアを購入して、専用のサーバーを立てる予定だったんですけども、既存の仮想サーバーというものがあまして、その中に構築できる空きが残っていたものですから、購入せずに済んだというところでもあります。

竹原信一委員

そういうことというのは最初で分かる話じゃないんですか。

白肌情報管理係長

最初にこの事業を計画した段階で、まだサーバーのスペックであつたりとかそういう仕様であつたりが、まだはっきり固まっていなかったものですから、もしその状態で仮想サーバーで最初に想定していた場合、入らないとなった場合は、やっぱり別途サーバーを購入して立てないといけないという状況になるものですから、そちらのほうを想定して予算計上したということになります。

竹原信一委員

最初想定したときは、何ギガぐらいのやつを予定して、それが仮想サーバーで済んだということになるんですか。

白肌情報管理係長

サーバーの容量もなんですけれども、CPUであつたりメモリであつたりとか、そういうところもやっぱり必要になるんですけれども、もともとその導入している仮想サーバーの空きのリソースというものも結構かつかつに近い状態で、そこまで余裕があるかどうかはちょっと見通しが立たなかったというところでもあります。

白石純一委員長

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、議案第1号中、総務課所管の事項の審査を一時中止します。

〔総務課退室、企画調整課入室〕

次に、議案第1号中、企画調整課所管の事項について審査に入ります。

企画調整課長の説明を求めます。

尾塚企画調整課長

議案第1号中、企画調整課の所管する事項について御説明申し上げます。

7ページをお開きください。

第3表は債務負担行為の補正であり、当課所管分は下から3行目の肥薩おれんじ鉄道折口駅トイレ管理業務委託料から8ページの1行目の乗合タクシー運行事業までの4事業であります。

次に、歳出について申し上げます。

31ページをお開きください。

第2款総務費1項8目企画費の補正額につきましては、970万5000円の減額であります。

その主な内容につきましては、まず、1節報酬は、男女共同参画審議会の委員報酬であり、当初2回の会議を予定しておりましたが、1回の開催となったことから減額しようとするものです。

次に、7節報償費から次の32ページ13節使用料及び賃借料については、まず1点目が今年度予定していました台湾台南市善化区との青少年交流事業等が中止になったことによる旅費の減額。

2点目がアクネ大使等による子供たちの学習の場づくり事業の実施内容や華の50歳組関連行事について、一部実施を見合せたことに伴う関連経費の減額。

3点目が地域おこし協力隊の関連経費等についての減額が主なものであります。

また、33ページにかけてとなりますが、18節負担金、補助及び交付金についても、説明欄に記載の事業等の実績見込みによる減額が主なものであります。

以上で歳出を終わり、次に、歳入について申し上げます。

26ページをお開きください。

第15款県支出金2項1目総務費県補助金のうち当課所管分のデジタル田園都市国家構想交付金の減額は、マイナンバーカードの本人認証を活用した新たな窓口業務の形態、いわゆる書かない窓口サービス事業の事業実績により減額しようとするものであります。

なお、事業の詳細につきましては、先ほど総務課から説明があったとおりであります。

次に、28ページをお開きください。

第18款繰入金1項6目人材育成基金繰入金及び10目地域振興基金繰入金の減額は、それぞれ充当事業の実績等により減額しようとするものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしく願いいたします。

白石純一委員長

課長の説明が終わりましたので質疑に入ります。

質疑ございませんか。

渡辺久治委員

7ページのですね、債務負担行為で、肥薩おれんじ鉄道折口駅トイレ管理業務委託料が計上されておりますけども、牛ノ浜駅に関してはどうなっているんですか、トイレに関しては。

尾塚企画調整課長

牛ノ浜駅のトイレにつきましては、おれんじ鉄道の所有になっておりますので、牛ノ浜駅については特段の委託料は発生していないところです。

渡辺久治委員

であれば、牛ノ浜駅はおれんじ鉄道のほうで掃除するということですね。

尾塚企画調整課長

そのとおりです。

〔渡辺久治委員「はい、了解です」と呼ぶ〕

川原慎一委員

32ページの地域おこし協力隊の活動負担金が減額になってはいますが、これというのは、地域おこし協力隊の活動が当初の予定より少なかったということでしょうか。

尾塚企画調整課長

地域おこし協力隊の減額の理由についてであります。まず起業支援補助金につきまし

ては、上限が100万円を当初3人分予算計上していたところでありますが、2名につきましては執行見込みがなかったため、減額しようとするものであります。

その2名のうち1名は、令和4年度の予算で既に執行済みであります。

令和5年度予算計上時点におきまして、まだはっきりしていなかったものですから、令和4年度で執行できるかはっきりしなかったことから一応5年度も予算計上しておりましたが、4年度で執行できたということで、1名分はその理由で減額したものであります。

また、空き家改修事業補助金についても、上限200万円で1名分を予算計上しているところですが、これは年度末までに執行予定であります。

〔川原慎一「了解しました」と呼ぶ〕

川畑二美委員

聞きたいんですけど、乗り合いタクシーの運行で……

白石純一委員長

何ページですか。

川畑二美委員

すいません、32ページですね。32ページの乗り合いタクシー33万円。これ、何ですかね、やっぱり。それが1点目と、あとですね。

白石純一委員長

1問ずつお願いします。

〔川畑二美委員「はい」と呼ぶ〕

尾塚企画調整課長

乗り合いタクシー運行事業の減額につきましては、これは事業実績による減額であります。

川畑二美委員

そして、その下のほうの台湾の交流促進事業で、やっぱり減額になってるんですけど、これはどういう意味で減額なんですか。

尾塚企画調整課長

台湾との国際交流の減額につきましては、先ほど少し説明したとおりですが、令和5年度当初におきましては、鶴翔高校の生徒の青少年交流事業を予定したところでありました。ただし、学校と日程調整を行う中で、学校行事とどうしても日程の調整が合わず、令和5年度につきましては行政間交流を行うということで、11月、2泊3日で市長、担当課、それから鶴翔高校の校長先生5名で、来年度に向けた事前の行政間交流を行ったことで、当初予定しておりました青少年交流事業の分の予算を減額したところでありました。

〔川畑二美委員「分かりました」と呼ぶ〕

大野雅子委員

31ページの男女共同参画委員報酬ですね。2回を1回にされたということは何か理由があったんですか。

尾塚企画調整課長

特段の理由というのはありませんが、1回で大体計画どおりの会議ができたということで、1回分は減額したところですよ。

大野雅子委員

私としては、男女共同参画が1回で済んだのかどうかというような問題があるなと思っ

ているので、2回あるんでしたら2回行ってほしいと思います。

来年もよろしくをお願いします。

川畑二美委員

すいません、今の同じ意見なんですけど、委員は大体、今阿久根市で何名いらっしやるんでしょか。

尾塚企画調整課長

委員の数は12名です。

〔川畑二美委員「分かりました」と呼ぶ〕

白石純一委員長

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、議案第1号中、企画調整課所管の事項の審査を一時中止します。

〔企画調整課退室、市民環境課入室〕

次に、議案第1号中、市民環境課所管の事項について審査に入ります。

市民環境課長の説明を求めます。

平田市民環境課長

議案第1号中、市民環境課の所管する事項について御説明いたします。

初めに、5ページをお開きください。

繰越明許費補正の当課所管分につきましては、2款総務費3項戸籍住民基本台帳費、住民基本台帳システム等改修事業について、12月議会において補正予算措置した3件の委託料と1件の負担金、補助及び交付金に追加して、今回提案しております委託料の補正額を合わせ、繰越しして対応しようとするものであります。

次に、12ページをお開きください。

第3表、債務負担行為の追加について御説明いたします。

上から5行目の潮見ヶ丘墓地トイレ清掃業務委託料。一つ飛んで、資源ごみ再商品化業務委託料から次のページ1行目のごみ出し困難者家庭系一般廃棄物戸別収集運搬業務委託料までの計7件は、前年度と同じ内容を引き続き行うものであります。

次に、20ページをお開きください。

第4表、地方債補正になりますが、先頭の1行目、小型合併処理浄化槽設置事業は、事業費の見込みによる限度額の変更であります。

続きまして、歳出について御説明いたします。

33ページをお開きください。

2款総務費3項1目戸籍住民基本台帳費の12節委託料の増額は、繰越明許費補正で説明いたしました戸籍情報システムの改修業務について、機能追加に伴った増額であり、住民基本台帳システムが保有する氏名の読み仮名を戸籍附票システムへ連携するための費用であります。

38ページをお開きください。

4款衛生費1項4目環境衛生費の18節負担金、補助及び交付金の減額は、先ほど地方債補正で御説明いたしました事業費の見込みによるものであります。

同じく2項2目塵芥処理費の8節旅費及び12節委託料の減額については、事業費確定によるものであり、17節備品購入費の8万円の減額については、海岸漂着物対策推進事業で

の軽ワゴン車の購入に係る入札残であります。

同費目の18節負担金、補助及び交付金の減額は、北薩広域行政事務組合の負担金の減額によるものでありますが、旧環境センター解体工事費の確定や令和4年度繰越金の確定による負担金の減額が主な理由であります。

同じく2項3目し尿処理費の18節負担金、補助及び交付金の減額についても、令和4年度繰越金の確定による負担金の減額によるものであります。

以上で歳出を終わり、次に、歳入について御説明いたします。

25ページにお戻りください。

14款国庫補助金2項1目総務費国庫補助金1節総務管理費補助金の増額は、社会保障・税番号制度システム整備費の増額分であります。

26ページの14款国庫補助金2項3目衛生費国庫補助金1節保健衛生費補助金の増額は、小型合併処理浄化槽設置整備事業費の実績に伴うものであります。

15款県支出金2項3目衛生費県補助金1節保健衛生費補助金の減額は、小型合併処理浄化槽設置整備事業費の実績に伴う見込額及び海岸漂着物等地域対策推進事業費の実績に伴うものであります。

27ページの16款2項2目物品売払収入1節物品売払収入43万1000円のうち市民環境課分は、公用車売払収入1万5000円であります。

29ページをお開きください。

21款市債1項3目衛生債1節保健衛生債2,490万円の減額ですが、小型合併処理浄化槽設置事業債について、実績に伴う過疎対策事業債に係る減額分であります。

以上で説明を終わりますが、どうぞよろしく御審議お願いいたします。

白石純一委員長

課長の説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑ございませんか。

竹原信一委員

12ページのですね、資源ごみ再商品化業務委託。この資源ごみを商品化するという事業の実質的なこの金額。どういう部分について支払われるのかということ。その流れを説明していただけませんか。

平田市民環境課長

資源ごみ再商品化業務委託といいますのは、中間処理して分別収集した資源ごみのうち、ガラス、無色、茶色、その他色3種類のガラス瓶及びプラスチック製容器包装、ペットボトルについて再商品化する業者に引き渡し、委託する費用であります。

竹原信一委員

金額の算定はどのように、何を根拠として、数字を決めるんですか。

平田市民環境課長

過去3年間の単価の平均を計上しております。

竹原信一委員

各単価の平均値、そして今回の金額になった数字は、その実績を伝えてその金額なんですか。それともぶっこみというか、それなしに決めてしまうんですか。

処理量の実績があつて金額になるのかということなんですけども。

平田市民環境課長

実績見込みに基づいて契約いたしております。

竹原信一委員

どの段階での見込みを決めるんですか、それ。いつの段階のやつの見込みとして決めるんですか。

白石純一委員長

係長、もしよければ。

〔竹原信一委員「ちょっと分かる人が」と呼ぶ〕

大野市民環境課主幹兼環境対策係長

さっきの見込みというのは、量について、例えばビンであれば何トンとか、紙であれば何トンとか、その処理量が決まります。

それに対して、これは処理業者への中間の処理業者の委託契約を4月1日にするものですから、その実績による減額ということです。

竹原信一委員

その数字は分かってるんですね。そのトン数やら、そのものに応じた、何が何トンあって、何が何トンあって、そして個別のやつが幾らということを、想定した表ができてるんですね。

それを確認してこの金額にするんですか。

大野市民環境課主幹兼環境対策係長

はい、積算をしてやります。

渡辺久治委員

13ページの1番上の、ごみ出し困難者家庭系一般廃棄物戸別収集運搬業務委託料。この対象者というのは何名ぐらいいらっしゃるんですか。

平田市民環境課長

令和5年2月1日現在では、利用世帯は68世帯になっております。

渡辺久治委員

その68世帯を回る頻度というか、それは、どういうふうになってますか、頻度。

平田市民環境課長

週に2回、家庭系一般ごみ収集と月に2回、不燃物の収集を行っております。

渡辺久治委員

パッカー車で回っていくんですかね、それも個別に。パッカー車で回るんですか。

平田市民環境課長

2トントラック車で回っております。

〔渡辺久治委員「はい、分かりました」と呼ぶ〕

大野雅子委員

12ページの海岸漂着物分別収集等業務委託料。これなんです、これは海岸って言ったら海の海岸ということですよ。そこをずっといつも見ていらっしゃる方がいて、漂着したときに収集するということですか。ごめんなさい、これを詳しく教えてください。

平田市民環境課長

市内の3か所を分けて委託しております、常時そこを観察しているというわけではなく、地域を移動しながら収集しております。

大野雅子委員

それは、どれぐらいの頻度で回っていらっしゃるんですか。

大野市民環境課主幹兼環境対策係長

令和5年度で言いますと、4月から11月までは阿久根大島、大川島とか大川とかです。それを脇本海岸については、4月から1月までを業者に委託して作業しています。

それ以外では、市の会計年度任用職員2名で、市内それ以外の海岸を1年、4月から3月まで順次回っております。

大野雅子委員

分別収集ということは、分別してリサイクルにも出してくれるということですか。

大野市民環境課主幹兼環境対策係長

不燃物、可燃物、漁具とかそういうのを分けております。

大野雅子委員

ボランティアで海岸とかそういうところを集めて回った人たちが、自分たちで分別して出してくださいと言われたんですけども、こういうときはこういう業者にお願ひすれば分別して分けてくださるんですか。

大野市民環境課主幹兼環境対策係長

ボランティア作業の場合は、可燃物、不燃物で分けてもらっています。

それを収集場所の脇本海岸でいえば、駐車場に出しててくださいっていうことで、可燃物であれば月曜日、木曜日に、不燃物であれば水曜日ということで回収しております。委託業者のほうに分別ということはありません。

大野雅子委員

ごめんなさい、今ちょっと分からなかったんですけど、持ってきて自分で分けなくてもどっか出せばいいということですか。自分でボランティアの人は、きれいに分けて出さないといけないということでしょうか。

大野市民環境課主幹兼環境対策係長

ボランティア袋をボランティアの方には配布しますので、その袋の中で可燃ごみと不燃ごみと分けてもらってます。

大野雅子委員

はい、分かりました。ありがとうございます。

分けて出せばいいということですね。

竹原信一委員

この問題なんですけども、この20万円という数字がですよ、積算して出した数字にしては切りが良すぎるんですよ。現実にはどうしてんの。そして、実際は余裕があって、実績に応じて出すのか、それとも20万円と決めたから20万円出すのか。

どんな態度でやってるのか教えてください。

大野市民環境課主幹兼環境対策係長

先ほど中間処理の話をしたんですけども、積算っていうのは、再商品化っていうのはペットボトルなどを容リ協というんですけども、容器包装リサイクル協会のほうから見積りが来て、その金額で予算化しております。

〔竹原信一委員「実績とは関係ないの」と呼ぶ〕

実績は、その量に対して過去、量に対しだけであって、単価は容リ協のほうから来ます。

それに対して予算化をするということです。

〔竹原信一委員「分かりにくいなあ」と呼ぶ〕

分かりにくいと思うんですけども、その下の中間処理のほうで、例えばペットボトルであれば、潰して四角にして、容り協のほうに出します。

それ以外の紙であったりってのは、また今度は入札で取った業者に出すんですけども、容り協の場合はもう指定されるものですから、容り協のほうから、来年度の単価はこれだけ出すということで来て、あとは量に対しては、市のほうの実績からお金を積算するということなんです。

竹原信一委員

だから委託料、商品化業務委託料の話は、20万円きっちり切ってますよねって。

だから、量関係なしにこの20万円ぽんと払うんですかっていう話ですよ。

大野市民環境課主幹兼環境対策係長

すいません、この債務負担行為に対しては20万円が限度額ということで、切りは20万円じゃないんですけども、当初予算で出てくると思うんですけども、ガッツリ20万円でなくて端を切上げてある状況です。

〔竹原信一委員「ああそうですか」と呼ぶ〕

川畑二美委員

ちょっと私、聞き漏らしてるのかもしれないですけど、今年度の予算の中で……

白石純一委員長

何ページですか。

川畑二美委員

ちょっと聞くだけです。

何ページ、ちょっと分からない。

白石純一委員長

具体的な項目じゃないと質疑はできませんが、関連する項目もないんですか。

川畑二美委員

コンビニで今、取れますよね、住民票とかをですね。すいません、ちょっと、すいません、ちょっと待ってくださいね、何ページ。

白石純一委員長

具体的な項目が分からなければ、まず、関連する予算のときや一般質問等でできるかと思えます。

〔川畑二美委員「分かりました」と呼ぶ〕

この場合は、この中に出てくる具体的な項目に関して質疑をしてください。

川畑二美委員

分かりました。じゃちょっと、はい、分かりました、今回取り消します。

濱田洋一委員

1点だけ教えてください。

13ページの債務負担行為のところ、先ほど4番委員からありました戸別収集運搬業務ということで、世帯数68世帯の戸別収集されるということでありましたけれども、改めて確認ですけれども、この収集を受ける市民の方々の申請というか、どういう手続でどう受けられることでしたでしょうかね。ちょっと確認ですけれども。

例えば民生委員さんからの何か推薦か何かがあってということでしたかね、そこら辺をちょっと教えてください。

平田市民環境課長

もちろん、本人さんからの申請であったり、第三者が委任されて申請することもできます。特別に民生委員さんからということではありません。

〔濱田洋一「はい、ありがとうございます」と呼ぶ〕

木下孝行委員

濱田委員の答弁に関してです。介護認定の基準で必要だというふうな、そこはないわけ。

平田市民環境課長

介護のですね、要支援、要介護を受けているもの及び身体障害者手帳を持っていらっしゃる方、そして、特に市長が定めたものということで、緊急な骨折とかして動けなくなったりとかっていうふうな方については、診断書を添えて出してもらおうこととなっております。

渡辺久治委員

僕も、もう一つだけ突っ込んで聞きます。ちょっと詳しく聞きますけども、今のごみ出しですね。

これ今、1,000万円ぐらいかかるんですけども、さっき68で割ったらですね、15万円ぐらいなんですよ。だから1人当たり、年間15万円ぐらいかかるようになるんですけども、月1万円以上かかるんですよ。この辺も認識されているのかなということと、これは介護保険とかそういうのが使えて、何かそういうのがあるのかなっていうのをちょっと教えてください。

平田市民環境課長

先ほど世帯数68戸程度というふうに話しましたけれども、利用人数につきましては84名ほどになっています。御夫婦お住まいのところもありますので、それを換算すると84名ほどになっております。

費用につきましては、私たちも、かなりの金額がかかるということは認識しているところであります。

〔発言する者あり〕

介護は、先ほど申請の時点で申し上げてましたけれども、介護の認定とは別なんですけれども、介護認定の度合いによって審査の基準にしております。

〔渡辺久治委員「はい、分かりました」と呼ぶ〕

川畑二美委員

すいません、12ページの生ごみの件なんですけど、2,770万円。これは、何トンぐらいの計算で考えてらっしゃるんですか。

大野市民環境課主幹兼環境対策係長

令和4年度で言いますが、令和4年度の生ごみの収集実績が家庭系で396トンです。

川畑二美委員

今年度もそういう計画でしょうか。

大野市民環境課主幹兼環境対策係長

収集量は前後するんですけども、積算の場合は、2名で回る、何時間回る、車の費用とかそういうのを例年して、人件費とかの上昇分で少しずつ上がっていくという形になって

おります。

竹原信一委員

ごみ出し困窮の件は、非常に奇妙なんですよね。その人の家があって、すぐ隣も何件もあって、運搬車がそこまで来て、その1軒の分だけを持っていく。

これ、もうとんでもない無駄に感じるんですよね。やるんだったら、その1軒の周辺一緒にやればいいじゃないですか。

集められることをね、その1軒分のためにトラックを停める。ごみはそれぞれ近所にいっぱいある。そこに出口に置いとけば一遍に持っていけるようなことなのに、どうしてっていうふうに周りの人たちも疑問に思うだろうし、動きとしても、とんでもない無駄になってますよね。

疑問に思いませんか。

平田市民環境課長

その周辺の方のごみまでということですが、それにつきましては、家庭系一般廃棄物収集運搬業務としまして、ステーション制度を使ってやっておりますので、これにつきましては、ごみ出しが困難な方についてのみやる事業でありますので、周辺の方までは想定しておりません。

竹原信一委員

現実として、浪費が起こってるわけですよ。

一応疑問というか、問題提起をしておきます。

1,000万円もかけるんだったら、戸別収集のほうにもう進んでいったほうがいいんじゃないのと。浪費が起こってるということを指摘しておきます。

山田勝委員

先ほどね、海岸ごみの漂着物の委託料を聞いてるときに、これどうなってんのかなと、脇本海水浴場の清掃業務委託料82万円、債務負担行為なんだけどね。

具体的にどういうのをね、あそこでは、昨年よりも増えてる感じですけど、どういうような品物でどんな形で増えたのかなあと思ってるんですか。

平田市民環境課長

脇本海岸のごみの収集につきましては、可燃ごみが1万7450キロ、流木竹6万8210キロ、不燃ごみが236キロ、その他のごみが6キロ、合計8万5902キロのごみ収集をしているところでございます。

流木が特に多いと思っております。

山田勝委員

脇本海水浴場の清掃業務が82万円ですよ、今度は大川島海水浴場が38万円なんですけど、こう見たときに、大川島海水浴場の清掃業務が広さからしたときにより多いような気がするんですけど、やっぱり同じようなものを海岸の清掃されるということですよ。

〔木下孝行委員「トイレの清掃業務」と呼ぶ者あり〕

トイレなの。

〔木下孝行委員「トイレの管理ですか。この清掃管理業務委託はトイレのことですか。山田さんはごみのことと勘違いしている」と呼ぶ〕

トイレのことなの。15ページ、脇本海水浴場清掃業務委託料。トイレのことなのか。知らなかった。

いや、もう分かりやすく言いましょう。

脇本海水浴場の清掃業務委託料で82万円って書いてあるので、私はトイレのことについては全然意識をしてないんですよ。トイレなんですか。

平田市民環境課長

山田委員がおっしゃっております15ページの清掃業務につきましては、うちの所管のものでありませんので、後ほど担当課のほうでお聞きください。

山田勝委員

大変失礼しました。おたくの管理、清掃というから掃除かと思ってでした。すいません。

白石純一委員長

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、議案第1号中、市民環境課所管の事項の審査を一時中止します。

〔市民環境課退室〕

暫時休憩します。

(休憩 午前11時3分～午前11時14分)

〔企画調整課入室〕

白石純一委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開します。

ここで、企画調整課長より発言の申出がございましたので、これを許可します。

尾塚企画調整課長

それでは、時間をいただきまして発言の訂正をさせていただきます。

先ほどの当課所管分の審査の中で、まず、川原委員から質問がありました32ページの18節負担金、補助及び交付金の地域おこし協力隊活動負担金70万円の減額についての御質問でありましたが、その答弁内容が、33ページ1番上の地域おこし協力隊起業支援の200万円の減額についての減額理由を発言しましたので、改めて答弁させていただきます。

活動負担金70万円の減額につきましては、当初、令和5年度新規に移住定住支援、それから空き家バンク制度の運用に従事する隊員1名を募集予定しているところでありましたが、移住定住に係る「たからのまち」マネージャーとの協議結果を反映させるため、今年度、令和5年度につきましては、募集を留保したことにより、1人当たりの活動負担金70万円を減額したところであります。

なお、移住定住支援、空き家バンク制度の運用に従事する隊員につきましては、新年度令和6年度予算に計上しているところであります。

それから、あと1点すいません。

川畑委員から御質問のありました男女共同参画審議会の委員の人数であります。先ほど12名と申し上げたところですが、正しくは13名でありました。

大変申し訳ありませんでした。

白石純一委員長

ありがとうございます。

〔企画調整課退室、福祉課入室〕

次に、議案第1号中、福祉課所管の事項について審査に入ります。

福祉課長の説明を求めます。

夙無濱福祉課長

議案第1号中、福祉課の所管する事項について説明します。

補正予算書の5ページをお開きください。

はじめに、繰越明許費について説明します。

福祉課所管分は、第3款民生費1項社会福祉費の住民税非課税世帯等への価格高騰重点支援給付金事業及び2項児童福祉費の子育て世帯価格高騰生活支援特別給付金事業であります。

これは、給付金の対象が令和6年3月31日までに生まれた子供も対象としていることや、申請が必要な対象者に対し申請期間に余裕を持たせるため、繰越しするものです。

次に、補正予算書の10ページをお開きください。

債務負担行為について説明します。

福祉課所管分は、上から4行目、障がい福祉サービス支払実績等管理ツールソフトウェア使用料から地域活動支援センター事業委託料までの3件と、11ページの上から2行目の子育て短期支援事業委託料から1番下の行の医療扶助オンライン資格確認事業までの10件であり、このうち新規事業は、11ページの1番下の行、医療扶助オンライン資格確認事業であります。これは、令和5年度に導入したオンライン資格確認連携システムを使用し、マイナンバーカードによる医療機関の受診が可能となり、被保護者の医療受診の利便性の向上のほか、医療券の発行及び発送等の事務の省略化が図られるものです。

その他の事業は、前年度と同様の内容で事業を実施していくものであります。

次に、歳出予算について説明します。

補正予算書の35ページをお開きください。

第3款民生費1項1目社会福祉総務費の補正のうち22節償還金利子及び割引料は、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業に係る国庫補助金の精算返納金であります。

次の2目心身障がい者福祉費の補正のうち18節負担金、補助及び交付金は、重度心身障害者医療費助成事業の制度改正に伴う国保連合会のシステム改修負担金の増額と、北薩広域行政事務組合で行っている介護認定審査会の合同の審査会の減により、委員への報酬が減額となったことによる負担金の減額であります。

次の22節償還金利子及び割引料の補正は、令和4年度の自立支援給付費と障害児入所給付費に係る国庫負担金等の精算返納金であります。

次に、36ページになりますが、2項1目児童福祉総務費の補正のうち12節役務費と19節扶助費の増額は、子ども医療費助成事業で、感染症の流行等により申請が増加したことにより、医療費等が不足するため増額するものです。

12節委託料の減額は、子ども・子育て支援計画調査業務について、こども大綱の内容を勘案して執行する予定でありましたが、大綱の公表が令和5年12月となり、年度内の調査業務は困難と判断し、減額するもので、令和6年度当初予算に改めて計上しているものです。

19節扶助費の減額は、ひとり親家庭の保護者が就職に有利な知識、技術を習得し、安定した生活が得られるよう、資格取得の講座の受講料や就業期間中の生活費への給付金を支

給する自立支援教育訓練給付事業の不用となった給付金と、保護者及び児童を母子生活支援施設において保護する児童入所施設措置費も対象者がいなかったことによる不用額をそれぞれ減額するものです。

次の、37ページの22節償還金利子及び割引料の補正は、令和4年度に給付した低所得の子育て世帯生活支援特別給付金事業に係る国庫補助金の精算返納金が主なものであります。

4目児童館費22節償還金利子及び割引料の補正は、令和4年度の子ども・子育て支援交付金事業のうち、放課後児童クラブ等の実績に基づく国庫補助金の精算返納金が主なものであります。

5目保育施設運営費の補正のうち19節扶助費の増額は、保育施設運営事業で、令和5年度の人事院勧告により、保育士等の人件費について公定価格の改定に伴い増額するものです。

次の22節償還金利子及び割引料の補正は、令和3年度分と令和4年度分の保育士等処遇改善臨時特例交付金の実績に基づき交付された国庫負担金の精算返納金であります。

次に、3項1目生活保護総務費の補正は、令和4年度分の生活困窮者自立相談支援事業に係る国庫負担金の精算返納金であります。

次に、歳入になります。25ページを御覧ください。

第14款国庫支出金1項2目民生費国庫負担金2節児童福祉費負担金の増額は、歳出で御説明しました保育施設運営事業分であり、減額は児童入所施設措置費の2分の1の減額であります。

2項2目民生費国庫補助金2節児童福祉費補助金のうち福祉課所管分の減額は、歳出で御説明しました母子家庭等対策総合支援事業で、ひとり親の方々の自立支援教育訓練給付事業を減額したことによる補助金の減額であります。

26ページを御覧ください。

第15款県支出金1項2目民生費県負担金2節児童福祉費負担金の増額は、歳出で御説明しました保育施設運営事業分であり、減額は、児童入所施設措置費の4分の1の減額であります。

次の2項2目民生費県補助金2節児童福祉費補助金のうち福祉課所管分の増額は、歳出で御説明しましたこども医療費助成事業分であります。

以上で福祉課所管に関する説明を終わりますが、どうぞよろしくお願ひいたします。

白石純一委員長

課長の説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑ございませんか。

牟田学委員

歳出の36ページ。3款2項1目18節の負担金、補助及び交付金ですが、出産応援交付金、それと、子育て応援交付金、これは国からのやつで1人5万円のやつでしたっけ。

尻無濱福祉課長

こちらにつきましては健康増進課の所管になりますので、そちらでお願いします。

〔牟田学「はい、分かりました」と呼ぶ〕

川畑二美委員

36ページの19目の児童入所施設措置費、140万円の減になってるんですけど、こちらにつ

いてちょっと説明をもう一度お願いしたいんですけど。

尻無濱福祉課長

児童施設入所措置事業につきましては、配偶者のない女子またはこれに準ずる事情のある女子及びその看護すべき児童を入所させて保護させるとともに、自立促進のための生活支援を行っております。

今回、実績がなかったため減額するものです。

〔川畑二美委員「ありがとうございます」と呼ぶ〕

白石純一委員長

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、議案第1号中、福祉課所管の事項の審査を一時中止します。

〔福祉課退室、健康増進課入室〕

次に、議案第1号中、健康増進課所管の事項について審査に入ります。

健康増進課長の説明を求めます。

寺地健康増進課長

議案第1号中、健康増進課の所管する事項について御説明申し上げます。

今回の補正予算は、令和4年度事業確定に伴う国、県への精算返納金を増額し、また、本年度事業執行見込みにより、各種事業費の減額を行うとともに、新型コロナウイルス感染症予防接種事業のうち令和6年度に支払いが見込まれる所要額を繰り越し、さらには、来年度当初から事業実施できるよう、在宅当番医制事業委託料ほか4件について、期間と限度額を債務負担行為にて設定するものであります。

一般会計補正予算書の5ページを御覧ください。

繰越明許費のうち健康増進課所管分につきましては、上から4行目の新型コロナウイルス感染症予防接種事業であり、本年度中に実施した事業に対し、支払い、請求などの事務が年度を越えて行えるよう、その所要額を令和6年度に繰り越すものであります。

次に、12ページを御覧ください。

債務負担行為のうち健康増進課所管分につきましては、上から1行目の在宅当番医制事業委託料から4行目の個別予防接種業務委託料と、6行目の保健センター及び中央公民館鶴見分館庁舎平常日清掃業務委託料の計5件について、来年度当初から事業実施できるよう、あらかじめ今年度中に入札手続などを行うものであり、前年度と同様の内容を引き続き行うものであります。

次に、歳出予算から御説明いたします。

35ページを御覧ください。

第3款民生費1項1目社会福祉総務費の補正のうち健康増進課所管分は、27節繰出金であり、議案第2号阿久根市国民健康保険特別会計補正予算第3号で御説明しましたとおり、保険基盤安定繰出額の確定見込みなどの理由により、国保特会への繰出金を減額するものであります。

36ページを御覧ください。

8目後期高齢者医療費の補正は、18節負担金、補助及び交付金と27節繰出金であり、議案第5号阿久根市後期高齢者医療特別会計補正予算第1号で御説明しましたとおり、鹿児島県後期高齢者医療広域連合負担金の確定見込みにより、それぞれ減額するものであります。

す。

2項1目児童福祉費総務費の補正のうち健康増進課所管分は、18節負担金、補助及び交付金であり、本年度事業執行見込みにより、出産子育て応援交付金と子育て支援応援交付金をそれぞれ減額するものであります。

37ページを御覧ください。

第4款衛生費1項1目保健衛生総務費の補正は、本年度事業執行見込みにより、12節委託料のうち妊婦健康診査業務委託料を減額し、令和4年度事業費確定に伴い、国への精算返納金を22節償還金、利子及び割引料にて増額するものであり、2目健康増進費の補正は、本年度事業執行見込みにより、7節報償費のうち保健推進員活動謝金と12節委託料のうちがん検診業務委託料をそれぞれ減額するものであります。

38ページを御覧ください。

3目予防費の補正は、今年度事業執行見込みにより、主に新型コロナワクチン予防接種業務について、7節報償費から12節委託料を減額し、令和4年度事業費確定に伴い、国への精算返納金を22節償還金、利子及び割引料にて増額するものであります。

次に、歳入予算について御説明いたします。

25ページにお戻りください。

第14款国庫支出金1項2目民生費国庫負担金の補正のうち健康増進課所管分は、5節国民健康保険医療助成費負担金であり、本年度事業執行見込みにより、国民健康保険基盤安定負担金を増額し、3目衛生費国庫負担金の補正は、本年度事業執行見込みにより、新型コロナウイルスワクチン接種対策費を減額するものであります。

2項2目民生費国庫補助金の補正のうち健康増進課所管分は、出産・子育て応援交付金と、26ページになりますが、3目衛生費国庫補助金の補正のうち健康増進課所管分は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費であり、本年度、事業執行見込みによりそれぞれ減額するものであります。

第15款県支出金1項2目民生費県負担金の補正のうち健康増進課所管分は、1節社会福祉費負担金と5節国民健康保険医療助成費負担金であり、いずれも保険基盤安定負担金の確定見込みにより、それぞれ減額するものであります。

2項2目民生費県補助金の補正のうち健康増進課所管分は、2節児童福祉費補助金の出産・子育て応援交付金であり、本年度事業執行見込みにより減額するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしく願いいたします。

白石純一委員長

課長の説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑ありませんか。

牟田学委員

健康増進課所管ということで、36ページ、3款2項1目の18節負担金、補助及び交付金ですが、この出産応援交付金と子育て応援交付金。これは1人当たり、国から5万円出るやつじゃないんでしょうか。

寺地健康増進課長

委員のおっしゃるとおりでございます。

牟田学委員

そうしたときにですよ、金額が2分の1になってますよね。ここがちょっと。要は、出産が10人、それに対して子育ても10人ってということじゃないのかなあって考えたんですけど。

寺地健康増進課長

18節負担金、補助及び交付金のうち出産応援交付金につきましては、当初予算算定の段階においては、110人の出生届を見込んでいたところでした。

ところが、現在の母子手帳交付数を見ていきますと、数が少なくて、ここについては90名を想定をしているところでございます。

その差額の100万円について減額を行う。

子育て応援交付金については、出産後にお支払いをする5万円の分です。ここについては、当初については105人、出生数を105人、525万円を想定をしていたところだったんですが、先ほども説明をしましてとおり、出生数の減少、プラスアルファを見越しまして、95人と見込んで、この分を475万円と算定をし、差額の分の50万円、計の150万円について今回減額補正を行ったものでございます。

〔牟田学委員「了解」と呼ぶ〕

渡辺久治委員

12ページの4番目の個別予防接種業務委託料。この予防接種はコロナ以外だと思うんですけども、種類としてはどれぐらいありますか。

寺地健康増進課長

主に児童、あと65歳以上の高齢者の方の予防接種を含めて13種類の予防接種を行うところでございます。

渡辺久治委員

前に個別に聞いたんですけども、帯状疱疹の予防接種ですね、それを望む声があるんですけども、それに関してはどんな御意見ですか。

寺地健康増進課長

確かに、そのようなお声があるということについては認識をしているところです。

今後また、他市の状況等を勉強をさせていただいて、今後、課内で勉強を進めていきたいというふうに考えているところです。

現時点においては、行う行わないについてのお答えについては差し控えさせていただきます。

渡辺久治委員

新型コロナも減っていくことだし、その辺も鑑みて、また検討いただければありがたいです。よろしく申し上げます。

川畑二美委員

すいません、37ページなんですけど、7項の報償費、保健推進員の活動謝金で67万円の減になってるんですけど、これはどうして、どういう形で減になるんですかね。

〔発言する者あり〕

4款1項7。

寺地健康増進課長

4款1項2目健康増進費のうち7節報償費で、健推進員の活動謝金についてでございます。この活動謝金につきましては、阿久根市保健推進員設置要綱の中にその規定が定められておりまして、例えば研修会に1回参加をすると1,000円で、あと、健診等の案内に回っ

ていただいたり、その際に検診キットなんかをお届けしていただいた場合については、1件当たり100円という形の計上をさせていただいているところでございます。

今回、3月末の見込みでですね、総支給額を17万4000円と想定をしております、今回その分の差額67万円についてを減額補正とさせていただいたところです。

〔川畑二美委員「はい、分かりました」と呼ぶ〕

白石純一委員長

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、議案第1号中、健康増進課所管の事項の審査を一時中止します。

発言の際は、恐れ入りますが、委員長と声で挙手いただき、また、ページ数、款、項、目を申し出ていただくようお願いします。

〔健康増進課退室、介護長寿課入室〕

次に、議案第1号中、介護長寿課所管の事項について審査に入ります。

介護長寿課長の説明を求めます。

山元介護長寿課長

議案第1号中、介護長寿課の所管する事項について御説明いたします。

初めに、一般会計補正予算書の10ページをお開きください。

当課所管分の債務負担行為の補正につきましては、7項目めの後期高齢者人間ドック助成事業から、次のページの1項目めの成年後見制度中核機関事業委託料までの計6件であり、前年度と同じ内容を引き続き行うものでございます。

次に、35ページをお開きください。

歳出予算から主なものについて御説明いたします。

第3款民生費1項3目老人福祉費の補正につきまして、12節委託料は、「食」の自立支援事業分について、当初5万食を見込んでおりましたが、利用実績から2,700食ほど増加が見込まれることから増額するものであります。

18節負担金、補助及び交付金及び19節補助費は、説明欄に記載の事業の今年度の支給実績に基づき、不用となる見込額を減額するものであります。

27節繰出金は、介護保険特別会計の補正に応じた繰出金であり、事業勘定においては、保険給付費等の減額に対する市の負担金及び北薩広域行政事務組合負担金の確定に伴う事務費に係る繰出金の減額が主なものであり、36ページに入り、介護サービス事業勘定においては、繰越金の確定等に伴い、全額を減額するものであります。

次に、歳入予算について御説明いたします。

28ページをお開きください。

第17款1項3目民生費寄附金は、個人1名からの寄附金であります。

29ページに入り、第18款繰入金2項3目介護保険特別会計繰入金は、令和4年度の介護保険事業に係る市負担分の確定に伴う一般会計の精算返納金であります。

以上で説明を終わりますが、よろしく御願いいたします。

白石純一委員長

課長の説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑ありませんか。

山田勝委員

歳出の3款1項3目18節の補助金。

白石純一委員長

何ページですかね。

山田勝委員

35ページ。高齢者等福祉タクシーの利用補助金の750万円の減額補正なんだけどね。債務負担行為からすれば480万円からの予算に対し、150万円残ったっていうのは、3分の1以上残ってるわけなんですけど、何でその利用する対象者が少ないのか、必要な人が少ないのか。あるいはどうなのか。3分の1も残るといえるのは予算上何でかなあと思うんですが、どういうふうに分析していらっしゃるでしょうか、考えていらっしゃるでしょうか。

山元介護長寿課長

この高齢者等福祉タクシー助成事業につきましては、令和5年度から対象者を非課税世帯、課税要件を撤廃しまして、課税対象者まで利用者を拡大したということで、当初予算におきましては、若干余裕を持ちまして、利用券の交付者を約950名、利用枚数として2万1800枚、予算額として654万円を計上していたところでございます。

当初予算ではそのように見込んでたんですけれども、これまでの実績で今後の見込みを出しましたところ、利用者といましては720名、約230名の減。枚数として1万6800枚、5,000枚の減ということで、金額として今回150万円の減額をさせていただいたところでございます。

ただ、令和4年度の実績と比べますと、利用者で103人、金額で119万円ほどの増になる見込みと現時点ではなっているところでございます。

引き続き、タクシー制度の周知に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

〔山田勝委員「はい、了解です」と呼ぶ〕

川畑二美委員

今の件ですけれども、1回あたりは300円。今、タクシー代も一区当たりが上がってるんですよね。ですから、やっぱり、上げていただくっていう配慮はないんでしょうか。

山元介護長寿課長

現時点におきましては、今回、令和5年度には、利用者の要件を拡充したということで、私どもといたしましては、まずはそのこの制度の周知を図りながら、利用者になるべく利用していただけるように取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

渡辺久治委員

35ページの3款1項3目12節委託料の「食」の自立支援事業。これが増えているということなんですけども、ちょっと僕が不勉強で申し訳ないんだけど、「食」の自立支援事業はどんなものかということと、増えてる要因とか、その辺のところをちょっと、どれぐらい増えてるのかという、その辺も教えていただけますか。

山元介護長寿課長

この「食」の自立支援事業については、在宅で調理等が困難な御家庭に対しまして、調理した給食をお届けするというのと併せて、訪問したときに見守りをあわせて行うという制度になっているところでございます。

このうち、一般会計の委託料で計上しておりますのは、調理にかかる費用ということで、

1食当たり340円という形で計上しているところでございます。

今回、増額となった要因といたしましては、当初、5万食、昼と夜と2回、御希望に応じて配食をしてるんですけども、1日当たり160食程度を見込んでたんですけども、実際は5万2700食ということで、1日当たり170食程度で推移しているということでございます。

これにつきましては、在宅で調理が困難な方がということで、この給食を御希望される方が増えてきている傾向にあるというふうに考えているところでございます。

〔渡辺久治委員「了解です」と呼ぶ〕

白石純一委員長

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、議案第1号中、介護長寿課所管の事項の審査を一時中止します。

〔介護長寿課退室〕

この際、暫時休憩します。

(休憩 午前11時53分～午後1時)

〔農政課入室〕

白石純一委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開します。

次に、議案第1号中、農政課所管の事項について審査に入ります。

農政課長の説明を求めます。

大野農政課長

それでは、議案第1号中、農政課所管分の主なものについて御説明いたします。

まず、繰越明許費補正の当課所管分につきましては、5ページの6款農林水産業費1項農業費になりますが、1柑橘組合の農業機械等の導入に係る産地づくり対策事業と筒田地区の農業用給水施設の設置に係るかごしまの農業未来創造支援事業の年度内に資材等の調達に間に合わないことに伴い繰越す2事業と、6ページの11款災害復旧費4項農林水産施設災害復旧費で、昨年の梅雨前線豪雨で被災した農地災害に係る単独農業施設災害復旧事業の営農の都合により繰越対応する計3事業になります。

次に、債務負担行為補正の当課所管分につきましては、13ページ上から2行目にある折多排水機場管理業務委託から次の14ページ上から1行目の折多地区集会施設清掃作業等施設管理業務委託料までの11件であり、令和6年度当初から事業開始のため、債務負担行為により対応するものです。

次に、地方債補正の当課所管分につきましては、20ページ上から2行目の県営農地整備事業から農業水資源開発事業までの計3件と21ページの下から3行目の現年発生補助農業施設災害復旧事業であり、本年度事業費の確定や激甚災害指定に伴う補助率のかさ上げにより、起債額を減額するものです。

次に、歳出について御説明いたします。

39ページをお開きください。

ページ下に記載の6款農林水産業費1項3目農業振興費につきましては、18節負担金、

補助及び交付金の各事業費確定及び確定見込みに伴う減額になります。

そのうち説明欄にあります鳥獣被害対策実践事業は、鳥獣被害防止対策協議会への国からの事業費補助ですが、令和5年度分の交付額が決定したことに伴い減額するものです。

次の機構集積協力金交付事業につきましては、農地中間管理事業の実施により、地域単位で農地の貸し借りを取り組んだ場合地域に交付される協力金ですが、今年度は筒田地区で本事業を実施し、当初の予定していた集積面積を上回る実績になったことから増額するものです。

次のかごしまの農業未来創造支援事業産地づくり対策につきましては、農業機械等の導入のための県と市の補助事業であり、事業費確定に伴い減額するものですが、令和5年度においては、令和4年度採択分で資材不足等により納入が年度内に間に合わず繰越になった2柑橘組合の2事業と令和5年度新規分として1事業が採択されましたが、その新規分については三次採択で採択時期が遅かったため、次年度に繰り越して処理をするものです。

次に、5目農地費のうち18節負担金、補助及び交付金につきましては、主なものとして農村災害対策事業、農業競争力強化基盤整備事業、農用水資源開発の負担金、多面的機能交付金事業の減額などの合計であり、それぞれの事業費確定に伴うものです。

次に、49ページをお開きください。

11款災害復旧費4項2目補助農業施設災害復旧費につきましては、激甚災害指定に伴う補助率のかさ上げによる財源組替えに伴うものです。

次に、歳入について御説明いたします。

25ページをお開きください。

12款分担金及び負担金1項1目農林水産業費分担金1節農業費分担金につきましては、農業競争力強化基盤整備事業に係る令和5年度工事分の受益者からの負担金が確定したことに伴い増額するものです。

次に、27ページをお開きください。

15款県支出金2項5目農林水産業費県補助金1節農業費補助金のうち当課所管分につきましては、主なものとして、説明欄にある1番上のかごしまの農業未来創造支援事業費、次の鳥獣被害対策実践事業費、その二つ下の多面的機能支払交付金であり、それぞれの事業費確定に伴い減額するものです。

次に、10目災害復旧費県補助金5節農業施設災害復旧費補助金につきましては、激甚災害に伴う補助率のかさ上げにより増額された県補助金を受け入れるものです。

次に、29ページの20款諸収入5項4目20節雑入のうち、下から二つ目の過年度分農地整備事業分担金につきましては、農業競争力強化基盤整備事業の令和4年度繰越工事分の受益者からの負担金が確定したことに伴い、受け入れるものです。

次に、30ページ1番上の21款市債1項5目農林水産業債1節農業債につきましては、事業費確定に伴い、市債の増額を行うものです。

次に、10目災害復旧債5節農業施設災害復旧債につきましては、激甚災害指定に伴う補助率のかさ上げに伴い、市債の減額を行うものです。

以上で説明終わりますがよろしくお願ひします。

白石純一委員長

課長の説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑ございませんか。

山田勝委員

39ページの鳥獣被害対策実践事業303万6000円の減額ですが、課長の説明では、国の事業費確定によるという説明でしたよね。しかし、よく考えてみればですね、事業の確定っていうのは被害対策の時期、例えば頭数なら頭数の確定による歩合です。確定で大体その対象が決まったので、予算化しておったけれども、決まったので残った分について減額すると、こういうふうにとっていいんですか。

大野農政課長

山田委員がおっしゃるように、まだ年度については来月までありますけれども、その間に捕獲される部分もあるかと思います。

その時点で事業費というのは決定されるものかと思いますが、これはですね、国のほうから阿久根市についてはこれだけということで、交付金の、もう既に決定額が交付されまして、その額に対して減額をするということで、ただ、今後ですね、例えば、3月に捕獲された謝金等、補助金等については、令和6年度の予算をもって交付をするということになりますのでよろしくをお願いします。

山田勝委員

いや、よく分かりました。その確定、今から、結局まだ約1か月あるじゃないですか、その約1か月の中のはどうするのかなあって思ってますね、もう現実の問題で今までの部分については国が確定しましたよ、はい決定でしょ。でもよく分かりました。漏れはないんですね。その制度そのものが、対象者に対するですね、補助金の漏れはないんですね。

大野農政課長

今年度中に捕獲された分についても、必ず次年度において交付が漏れなくされるということになります。

山田勝委員

ちなみにね、今までの実績は幾らですか。

大野農政課長

捕獲の事業で言いますと、令和5年度の捕獲実績としましては、主なものであります鹿、イノシシの捕獲頭数でお答えしますと、令和6年1月末現在で、イノシシの成獣で、276頭で193万2000円。イノシシの幼獣で、99頭で9万9000円。鹿の成獣で、746頭で522万2000円。鹿の幼獣で、17頭で1万7000円となっております。

山田勝委員

合計何頭獲れたことになるんですかね。メモしきれなかった。

大野農政課長

合計で1,138頭になります。

〔山田勝委員「了解」と呼ぶ〕

竹原信一委員

27ページのところで災害復旧補助金の件の話があったんですけども、補助金のかさ上げという言葉が出ましたが、もともと補助金が幾ら、何割で、何%で、それ、後が幾らになったのか。そして、そういうタイミングといいますか、あるいは原因というか理由、そういう理由についてはどんなふうになってるか教えてください。

大野農政課長

まず、補助率についてです。補助率については50%。まず、激甚災害の指定を受けなければ50%になります。激甚災害の指定を受けると98.5%になります。

竹原信一委員

だから、今回の件、さっきの最初の質問ですね、最初の質問は、率はどうなったのか。そして、今回はどんなふうになったのかな。

この件は一つの事例でもいいですよ。何%、50%から何%になったのか、そしてこの原因というか、タイミングというかそういうのはどういうふうな経緯でこのかさ上げが行われたのか教えてくださいと、最初の質問でございます。

下澤農政課長補佐兼農村振興係長

農地と農業用施設の災害復旧については、先ほど課長からありましたように、暫定で50%の補助を受けるという前提で申請をしております、激甚災害という地域、全国的に被害が多かったら、激甚災害の指定をされて、農家負担の軽減のための補助率のかさ上げが行われます。その手順によって、国費が98.5%で災害復旧事業を賄えるというような支援措置がとられます。

そのタイミングといいますのは、被災してから補助率増高申請っていう、県、国への手続を経まして、12月ぐらいに、いわゆる令和5年度の災害の査定が終わるタイミングでヒアリング等を受けて、耕作者の人数とか、被害の復旧の費用とか、そういうのを勘案して98.5%のかさ上げ措置が行われるというようなタイミングになります。

竹原信一委員

そのかさ上げ行われるというのは、その激甚災害だけなんですか。あと1件ありましたよね。後のほうにも。それも激甚災害に伴うものであるんですか。ほかにはそういうかさ上げというようなことは行われないと。

大野農政課長

激甚災害の指定のみ補助率のかさ上げがされるというふうに認識しております。

竹原信一委員

[竹原信一委員「分かりました」と呼ぶ]

白石純一委員長

ほかに質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

ないようですので、議案第1号中、農政課所管の事項について審査を一時中止します。

[農政課退室、農業委員会事務局入室]

次に、議案第1号中、農業委員会事務局所管の事項について審査に入ります。

農業委員会事務局長の説明を求めます。

大野農業委員会事務局長

それでは、議案第1号中、農業委員会所管分について御説明いたします。

農業委員会につきましては、繰越明許費補正、債務負担補正、地方債補正はございません。

次に、歳出について御説明いたします。

補正予算書の39ページをお開きください。

6款農林水産業費1項1目農業委員会費1節報酬につきましては、農業委員及び農地利用最適化推進委員の月額報酬並びに農地利用活動とその成果に対して支払われる交付金に

なりますが、事業費確定に伴い増額するものです。

次に、40ページをお開きください。

8目農業者年金事務費につきましては、事業費確定に伴い減額するものです。

次の12目農地利用対策事業費は、県からの交付額が当初予算額を上回ったことによる財源組替になります。

次に、歳入について御説明いたします。

27ページをお開きください。

15款県支出金2項5目1節農業費補助金のうち農業委員会分につきましては、説明欄の上から3行目の機構集積支援事業と1番下の農地利用最適化交付金になりますが、それぞれ事業費確定に伴い増額するものです。

最後になりますが、29ページをお開きください。

20款諸収入4項4目農林水産業費受託事業収入1節農業費受託事業収入につきましては、農業者年金事務の受託に係る経費を県から受け入れるものですが、事業費確定に伴い減額するものです。

以上で説明を終わりますが、どうぞよろしくお願ひします。

白石純一委員長

事務局長の説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、議案第1号中、農業委員会事務局所管の事項の審査を一時中止します。

〔農業委員会事務局退室、水産林務課入室〕

次に、議案第1号中、水産林務課所管の事項について審査に入ります。

水産林務課長の説明を求めます。

園田水産林務課長

それでは、議案第1号中、水産林務課所管分の主なものについて御説明いたします。

まず、繰越明許費補正の当課所管分につきましては、5ページ真ん中ほどに記載の6款農林水産業費3項水産業費の水産事業者への施設整備事業に係る補助について、事業進捗に伴い繰り越して対応しようとするものです。

次に、債務負担行為補正の当課所管分については、14ページの2行目、山村開発センター管理業務委託料から7行目の脇本漁港深田地区トイレ清掃業務委託料までの6件であり、令和6年度当初からの事業開始のため、債務負担行為により対応するものです。

次に、地方債補正の当課所管分については、20ページの上から5行目の漁港整備事業であり、本年度事業費の確定見込みにより起債額を変更しようとするものです。

次に、歳出について御説明いたします。

当課所管分は、40ページから42ページに記載してあり、主なものについて説明いたします。

まず、6款農林水産業費2項林業費2目林業振興費のうち7節報償費は、有害鳥獣捕獲対策に係る捕獲従事者への謝金であり、当初の想定より捕獲実績が上回る見込みのため、その見込み分を補正するものです。

その下の11節役務費は、脇本地区保安林内で回収した不燃ごみを事業者に処分してもらうため、処分に係る費用を補正しようとするものです。

そのほか、12節委託料から18節負担金、補助及び交付金までは、事業実績もしくは実績見込みに伴う減額になります。

このうち、18節負担金、補助及び交付金のジビエ活用食肉処理事業については、市内1か所の食肉加工施設への2分の1の運営費補助になりますが、当初の計画より食肉処理にかかる取扱い件数が少なかったこと等により、運営経費が少なくなったことに伴い、補助金を減額するものです。

次に、3項水産業費については、1目水産業総務費の8節旅費、2目水産業振興費の8節旅費から18節負担金、補助及び交付金、4目漁港建設費の18節負担金、補助交付金、5目栽培漁業センター費の10節需用費について、それぞれ事業実績もしくは実績見込みに伴い減額するものです。

このうち、2目水産業振興費18節負担金、補助及び交付金のあくねの華魚（はなうお）ブランド化推進事業につきましては、水産物ブランド化に係る北さつま漁協への補助金を予定しておりましたが、海分野の「たからのまち」マネージャー事業で、関係者の方々の意見交換を進める中で、マネージャーからの助言等も含め、取扱い魚種や漁業者、仲買人などの地域関係者の共通認識など、じっくり見極めながら進める必要があったことから、令和6年度のブランド化の予算については見送ることとし、減額するものです。

次に、歳入について説明いたします。

補正予算書の27ページをお願いします。

15款県支出金2項県補助金5目農林水産業費県補助金3節水産業費補助金は、水産事業者への施設整備に係る国からの補助金について、事業実績に伴い減額するものです。

なお、令和5年度の水産事業者への施設補助に係る補助は2件ありましたが、1件については、冒頭御説明いたしました。工事進捗に伴い、令和6年度へ繰り越して実施するものです。

次に、28ページの18款繰入金1項基金繰入金14目森林環境譲与税基金繰入金3節森林環境譲与税基金繰入金は、歳出の事業実績に伴い、繰入額を減額するものです。

最後に、30ページの21款市債1項5目農林水産業債3節水産業債は、事業費確定に伴い、過疎債を減額するものです。

以上で説明を終わりますが、どうぞよろしくお願いたします。

白石純一委員長

課長の説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑ございませんか。

濱田洋一委員

41ページ6款3項2目18節のあくねの華魚（はなうお）ブランド化推進事業の170万円の減額ということでございますが、先ほど課長から、当初計画していたけれどもマネージャーからの話があり、この事業については見送ったということでありましたけれども、具体的に教えていただければと思います。

園田水産林務課長

この事業につきましては、前年度、令和4年度に何らかのブランド化を水産業において

進めながら、そういう産業振興ということで予算化されておりましたけど、具体の魚種等がなかなか多くある中で、その価値や、あるいは取扱量等ですね、じっくり見極める必要があるということで、助言を「たからのまち」マネージャーからも頂き、また、関係者の会議等でも、その辺は、以前華アジというブランドもありましたけど、最近の温暖化も含めて、魚種のそういうのをしっかり選定する必要もあるということで、今回は見送りということになりました。

濱田洋一委員

これまでの経緯ということで教えていただきましたけれども、今後においてもですけども、何らか、やはりこのブランド化といいますか、今後やはり魚種の選定をしながら、阿久根はこれで売っていくよというような姿勢も大事なかなと思うんですが、その辺りについて、今後の展望も踏まえてお考えをちょっとお聞きしたいです。

園田水産林務課長

このブランド化、本当に名前だけ、あるいは、その、この魚を思いつきでとか、じっくり考えないで取り扱おうと後々がなかなか継続しないのかなあと考えているところです。

現在、例年春にあるウニ井祭りもウニの漁獲がなかなか厳しいということで、今年度から、ウニのみでなく、ほかのそういう水産物も含めて、ちょっと違った形での食のイベントをするということで、ウニの確保も難しいような状況もございます。

そういったことで、繰り返しになりますが、業種の選定あるいはそういう確実な水揚等、検討しながら、今後何らかのブランド化はまた検討していきたいと考えております。

濱田洋一委員

確かに大変なことであろうかと思えますけれども、いろんな観点からですね、協議を重ねながら、取り組んで頂ければ大変ありがたいかなというふうに思いますのでよろしくお願いします。

竹原信一委員

今の件ですけども、そもそも170万円で金額は、何を根拠につくったものなんですか。

早水水産林務課長補佐兼水産係長

当初の予算額で言いますと200万円という予算でございました。

この算定基礎としましては、実施主体を北さつま漁協と捉えておりまして、そちらのほうで、以前華アジというブランドがございましたが、実は、この華アジとありますが華シリーズという登録商標があったところですが、そちらのほうが消えているということでありまして、その商標登録の更新作業であるとか、あと華魚シリーズのブランド化した場合に、いろんな販促、機材とかですね、あとは北さつま漁協のホームページがございましたが、そちらでもブランド化をPRしていこうということで、そういったホームページの更新料等を含んだところで200万円ということでありました。あと、講習会等を開く、そういった講習の費用とかも含んでの200万円という予算額でございました。

木下孝行委員

5ページの繰越明許費。6款3項水産加工業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業ということで、繰越ということでございますけど、いつ頃に完成になって、延びたのかな、なったのか。

それと、雇用は、これは多分新聞等でも協定を結んだとき、立地協定を結んだときに、地元雇用をするというような記事があったと思うんですけど、何名ほど雇用するというこ

とになってるんですか。

園田水産林務課長

今回の繰越につきましては、資材の搬入の遅れ等により繰越し扱いとするものです。これに伴いまして、完成の予定を令和6年7月ということで、今回なっております。

また、雇用の人数ということでございますが、現在は御夫婦2人で、これまでは中心にそういう勤務をされていたところですが、新工場の整備後は30人程度の雇用を計画しているということで報告を受けております。

木下孝行委員

新港で今建設を進めておられるということでですね、長島のブリの水産加工をするということでございます。

その30人程度は、全て阿久根っていうふうに市との協定はなっているんですか。

園田水産林務課長

基本的には地元雇用ということでお話を伺っておりますが、必ずしもそれには限定にならないと考えております。

〔木下孝行委員「はい、いいです」と呼ぶ〕

山田勝委員

40ページの有害鳥獣捕獲対策謝金ってあります。

まあ、一つずついきましょうね。これが残ってるというのは、もうちょっと説明してください。今から予算をするってつけたわけですからね、報償費を。

園田水産林務課長

この謝金につきましては、当初予定より捕獲頭数が増加する見込みとなっております。それに合わせて増額の補正ということで取扱いをする予定です。

山田勝委員

林務水産課がつかんでる有害鳥獣捕獲頭数は、いくらと思っているんですか。

園田水産林務課長

1月末時点で2,079頭です。鹿、イノシシ、アナグマ、タヌキ等々全て含めて2,079頭の実績となっております。それに今後増加を見込んでおりますので、それにつきましては、昨年の実績が、2月が147頭、そして3月が190頭ということで実績となっております。

そういうことで、今回増加見込みが、全体で2,414頭を見込んでおります。

山田勝委員

それでは次に行きますよ。

次の18節補助金なんですが、ジビエ活用食肉処理事業の165万円の減額はどういうふうに関連があるんですか、先ほどの予算と。

所崎林務係長

当初、令和5年の施設からの補助申請がありましたけれども、その内訳としましては、人件費、光熱水費、事務費等々含めてあったんですけども、予算の上限額で400万円というふうにして支出予算を組んでいたところですよ。

今回、実績見込みとしまして、その人件費等の補助対象額が468万円程度ということになりますので、補助率がこの2分の1ということになります。

つまり、補助金の額が234万円程度ということから、予算の400万円から差し引き、その230万円引き、大体165万円が減額というふうになっているところがございます。

山田勝委員

それは分かりますよ。ただ、私が思うのはね、ジビエ活用食肉処理事業の今回の予算については、何頭処理して、何頭処理したことによってこの予算ですという説明をしてほしいんだな。

園田水産林務課長

実績でお答えいたします。令和6年1月末現在で、処理の頭数が、イノシシ41頭、鹿50頭、計91頭となっております。

そういうことで、当初予定より取扱頭数が少ないことから減額するものであります。

山田勝委員

私は、現実にはジビエを取り扱っていますよ。ただ、いかくらの状況を見ながら考えることなんですが、回っていないんだよな、肉が。つくられた肉が回っていない。

それと、生産者の分を買い入れる状況にない。買い入れる状況、なんでか。ストックがあるからでしょう、ストックがあるから。でもそのためにはどうしたらいいか。先を、ストックの分を先にやってね、外に出さないとなかなか伸びないと思うんだよな。

そういう中で、あなた方が何でかというのは、あなた方が指導監督しないといけない分については、どうしたらあのできているジビエを、たくさん放出できる、たくさん売ることができるか。それで、市内で、阿久根市でこの前、学校給食センターで食べた鹿のミートソースがですね、それぞれ皆さん、フェイスブックなんかに掲載してあるのを見る中で、どこに行ったら食べられるんですか、私も食べたいというような、そういう意見があるんだよな。

ということはね、市内に普及していない、市内に。どこに行ったら、食べたい、あそこに行ったら食べられるっていうのを普及していないんですよ。

だからそれはいろいろ、鳥獣を、狩猟組合、協会によるトラブルがあったと思いますよ。

それはもうさておいて、改善していくらか前に進んで、そして、ばんばんばんばん買い入れる状況になったら、私はもっともっと増えると思いますよ。91頭なんていうのは話もなりませんよ。

水産林務課が当初計画して、スタートした時期のことを考えてみなさいよ。あのときのことを考えれば、あのときはもっともっとみんな燃えました。それはね、いろいろとトラブルはありましたよ。トラブルはあったけど、でも、現実には、市民の中にももっと浸透できるような、そういう方法を考えてやるの。あなた方でないと、大変失礼だけど、やっていらっしゃる方々が考えが及ばない。考えが及ばない、前向きでない。考え方がね、前向きに取り組む姿勢がないと駄目だと思う。

だから、所崎係長が非常にたくましいから、係長やはりね、そういう外に向けて、市民になるべく普及するような方法を考えて、そのためには、あなた方がどんな手当てをしたらいのか、どんなお手伝いをしたらいいのかっていうのを考えてやらないとね、今のままほおっておいたら今よりも前に進まないと思いますよ、いかがですか。

園田水産林務課長

今、山田委員の言われるとおり、ジビエ肉の普及促進は大きな課題となっております。こちらにつきましては、各種販路拡大ですね、こういう動きを我々も支援しながら行っておりますけど、現在、ふるさと納税、この取扱いがどんどん伸びてきておまして、令和6年1月末現在で174件という数字も上がってきております。

そのほか、各大型スーパーでの販売等もありますし、今後ですね、料理の普及という面では3月中に料理教室も予定しております。こちらについて、食肉処理場を通して市内の飲食店等にも参加の呼びかけをしておりますので、今後、こういう活動を地道に重ねながら、そういう促進につなげていきたいと思えます。

山田勝委員

私もそう思いますよ。でもね、どうしたら前に進むかと、あなた方も自信がないでしょう。どういうふうにしたら市民にもっと普及するのか、市民が取り組むのか、ないと思えますよ。でもそのためにはどうしたらいいかというのは、ジビエを使うような、使ってくれるような店とかそういうのを育てないかんですよ、育てないと。そこまでしないとね、なかなかせっかく始めた事業をね、いい事業とならない。

だから、まだまだ研究をして取り組まないといけないことがたくさんあるんだけど、やっぱり前向きに引っ張っていかないとね。彼は引っ張られないですよ、残念だけど。

だから、みんなで厳しいことをしながら引っ張ってください。

白石純一委員長

御意見でよろしいですか。

山田勝委員

いいですよ。

何か言いたいことがあったら言っていいですよ。説明したいことがあったら。

園田水産林務課長

貴重なご意見ありがとうございます。

今後ですね、繰り返しになりますが、市内の飲食店、以前のいろんな状況も踏まえてですね、このジビエの活用がどうなっているかという、まだ情報提供が不足する部分もあると思えますので、関係機関とか団体にも声かけをしながら、先ほども申しました地道な推進にはなると思えますが、今後そういうのも推進してまいりたいと思えます。

山田勝委員

最後になりますが、鳥獣対策事業及びジビエの対策については、非常に一生懸命やりました最初はね。

ところが、もう大変なトラブルがあって何年間と空転しまして、空転。でも現実には空転したのが収まってスタートしてたけど、まだそのときのわだかまりが残ってて、まだいろいろ出てきている。

でも、やっぱり、一つにまとまらないといけません。ただ、何がいけないかっていうと、最初、2万円やるから処理しなさい。あれは非常によかったんだけど、何でって、あの施設は、全部あの処理場でつくっているんですからね。

ところが、いまだに2万円ではなくても1万円が良いからすこしだけでも金をくださいという気持ちがあります、関係者はね。でも、もうこれ以上出しちゃなんですよ、その意味のあれは。

今、私が思うのは、今あなた方がやってる補助金は、普通の事業補助金から、よ過ぎる補助金ですよ、普通の事業補助金からすれば。

だから、そういうそれをしながらどうしたらいいのか。

1番いい例がヤマダ電機の近くにですね、どこの方が分からんけどジビエ料理を出しているじゃないですか。あれはどこのジビエを出してるんですか。

園田水産林務課長

すいません、そのジビエ肉の取扱いについて、私もちょっと、まだ情報を、しっかり分かってはいないんですが、そういう方がいらっしゃるということであれば、また今後、可能性が十分感じられますので、そういう方にも御意見を伺ったりしながら、ジビエ肉の推進を図っていきたいと思います。

山田勝委員

それはね、鶴翔高校も加工肉を作ってあげたいって思ってますよ。

私は、あなた方が叱咤激励しないといけない。冷たくおっしゃいながらね、冷たくしながら厳しく言って指導しないと前に進まないですよ。

でも、阿久根の街にも何とかしたいと言う方がおりますよ。だから、頑張ってください。この前、鹿肉のあれを食べましたけど、私たちは。あんなにうまいって知らなかった。

ありがとうございます、頑張ってください。

竹原信一委員

先ほどのブランド化の件、魚ですけども。主体が漁協に考えているということはですね、非常に問題があると思うんですよ。

例えば青森でですね、リンゴ1本、ジュースが1万円以上で売られたり、それがすごく売れてると。それに併せて、その中身は、その辺のスーパーであるようなものなんですよ、無農薬ですけども。売り方なんです。売り方によって、これは贈答用ですというやり方をすることによって、普通に売れたものも、そこに出してたリンゴ農家のリンゴもどんどん売れるようになってきた。

とんがった形でやっていかなきゃいけない。

ところがですね、そういったことをするのに漁協は向いてないんですよ。日頃の仕事からいっても、販売、どういうふうアレンジして売るかという仕事はですね、本当に才能のある人が、成功事例を重ねた人に相談して取り組んでもらわなきゃ絶対できない。ましてや皆さんがね、片手間ですんなりしてもうまくいかない。

そういうことをしないといけないし、もう農協、漁協依存でこんなブランドをつくることはですね、やめたほうがいいと思いますよ。

よろしくお願いします。

白石純一委員長

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、議案第1号中、水産林務課所管の事項の審査を一時中止します。

〔水産林務課退室、商工観光課入室〕

〔発言する者あり〕

委員会中ですので御静粛にお願いします。

〔発言する者あり〕

次に、議案第1号中、商工観光課の事項について審査に入ります。

商工観光課長の説明を求めます。

宮下商工観光課長

議案第1号中、商工観光課所管分について御説明申し上げます。

補正予算書の14ページをお開きください。

初めに、第3表債務負担行為補正であります。当課所管分は、14ページの下から4行目の道の駅阿久根Wi-Fiスポットアクセスポイント保守料から、15ページの下から3行目の寺島宗則記念館トイレ清掃業務委託料までの計13件であり、新年度当初から事業を実施するため、債務負担行為を設定しようとするものであります。

次に、歳出について御説明いたします。

補正予算書の42ページをお開きください。

当課所管の第7款商工費につきましては、事業執行残や出展を予定していたイベントの中止により事業執行ができなかった予算について減額しようとするものなどであり、その主なものについて御説明いたします。

まず、第7款商工費1項2目商工振興費の14節工事請負費は、道の駅阿久根観光物産館の改修工事、海側のフェンスを改修したものでございますが、この執行残を減額しようとするものであります。

次に、3目観光費の10節需用費、11節役務費、13節使用料及び賃借料は、出展を予定したイベントが中止になったことによる不用額を減額しようとするものであります。

12節委託料は、観光案内等業務及び阿久根大島公園常用発電所保安業務の執行残を減額しようとするものであります。

18節負担金、補助及び交付金は、令和5年6月に採用した地域おこし協力隊1名分の活動負担金の不用額と阿久根大島渡船事業者への渡船費及び燃料費補助の執行残を減額しようとするものであります。

以上で歳出を終わり、次に、歳入の主なものについて御説明いたします。

28ページをお開きください。

第17款寄附金1項7目商工費寄附金は、寺島宗則旧家保存活用事業に係る個人からの寄附金の実績に基づき増額しようとするものであります。

次に、29ページになりますが、第20款諸収入5項4目雑入のイベント販売収入は、歳出で御説明した出展を予定していたイベントの中止に伴い、減額となったものであります。

30ページの第21款市債1項6目商工債は、道の駅阿久根観光物産館の改修工事の事業実績に基づく減額分であります。

以上で説明を終わりますが、どうぞよろしく申し上げます。

白石純一委員長

課長の説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑ございませんか。

竹原信一委員

14ページのWi-Fiスポットアクセスポイント保守料って実際は何をするんですかね。

例えばWi-Fiなんかはルーターを、とかあれを置くだけで大体いいわけなんですけども、3万円とか何に使うんですか。

大川内商工振興係長

Wi-Fiアクセスポイント保守料の業務内容については、主に道の駅物産館に設置されているWi-Fiスポットを来館者に対して無料で安定したインターネット環境を提供するために、具体的にはアクセスポイントの設置をしてあるルーター等の点検であったり、

また、不具合が生じた際の修繕、それから部品の交換等の保守業務について委託をするものです。

竹原信一委員

それ毎年、例えばさ、持っとして、壊れたら買い換えれば済むだけの話じゃないですか。それに3万円もしないでしょ、大体。これ、違和感があるんですけども、何も故障がなくても3万円払いますよみたいな契約はおかしくないですか。

宮下商工観光課長

申し上げたルーター等の点検、これにつきまして、保守業務委託を毎年度締結しております。不具合がなくても点検をしていただくというような形でございます。

竹原信一委員

だから全く理解できないですよ。

不具合かどうかと自分たちが使ってみればすぐ分かる話じゃないですか。

宮下商工観光課長

こういったものって通常定期的な点検等あると思うんですけども、それ、毎年度、保守点検業務契約していると。こういうものでございます。

竹原信一委員

自分ちのやつを点検します。自分たちで点検できる話じゃないですか、使えるか使えないかは。何で置いとるだけで保守料を3万円払わないかんの。意味分かん。

5,000円ぐらい。3,000円かそこら。高いの使う必要なんかないんだから。

宮下商工観光課長

ほかの公共施設における個々の公用Wi-Fiの保守点検業務がどうなっているのかというのは、ちょっと私ども把握しておりませんが、こういった公衆用のWi-Fiスポットを構築したものですので、毎年度を点検していただくという契約でございます。

竹原信一委員

公共だから高くついて当たり前みたいな話をですね、私どもからすると、市民目線で評価する、私たち議員の仕事ですけども、非常に違和感がありますよ。

皆さんも、一人間としてというか市民として見たときに、こんなことしてないでしょうが。

ただ、Wi-Fi電波を出す装置、そこに置いておくだけで全部機能するやつに何でこんなことする必要がある。

全く意味分かりません。

山田勝委員

このことだけだね、課長。今のWi-Fiの話。うちもね、Wi-Fiは自宅にもありますし、うちの店にもありますよ。

うちの店のは1万5000円幾らでしたかね、家のは5,000円ぐらいで、A-Zから買ってきてつけてもらいましたよ。だから、A-Zから買ってきて、これだけで済んだけれども、業者に頼んだら1万5000円かって、ちょっと高いけど我慢してくださいって1万5000円払いましたけどね。

でもそれがね、毎年毎年じゃないですよ。もうそれが5年ぐらい生きてますもんね。

だから毎年3万円やるっていうのは、公共事業用は別にこれだけっていう品物があるのかなあ、それとも見積りをとるのかなあと思うんだけどいかがですか。

点検はらないけどな、あれは。

白石純一委員長

暫時休憩します。

(休憩 午後1時59分～午後2時1分)

白石純一委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開します。

宮下商工観光課長

先ほどのWi-Fiスポットアクセスポイント保守料につきましては、詳細を確認しまして後ほどお答えしたいと思います。

〔山田勝委員「勉強してください」と呼ぶ〕

川畑二美委員

15ページ。阿久根大島船着場管理業務委託費45万円なんですけど、これは8月のこの時期だけなんですか。

宮下商工観光課長

これにつきましても1年間を通しての業務になります。

川畑二美委員

船が出てないときもありますよね。そういうときはどうなっていますか。

宮下商工観光課長

定期船が出てない時期につきましても必要に応じて清掃等もありますので、対応していただいているというところなんです。

白石純一委員長

よろしいですか。

川畑二美委員

分かりました。

高崎良二委員

15ページの観光案内業務委託料。この観光案内業務っていうのは、どんな内容なんですかね。

宮下商工観光課長

これにつきましては、現在、まちの灯台阿久根に委託をして、今年度実施しているところなんですけれども、具体的には、観光案内所、駅のところにあるんですけれども、来場者に対して観光案内施設だったりとか、観光拠点や飲食店の案内をしたりとか、あるいは電話での問合せに対応していただくというような観光案内業務ですね。市内の観光イベントを含めて紹介しているというような事業です。

白石純一委員長

よろしいですか。

高崎良二委員

これは今の道の駅の中にあるんですかね。

宮下商工観光課長

阿久根駅の近くです。

大野雅子委員

今の観光面について、追加でもうちょっと教えてください。

今までは、日曜日は休みだったみたいですがけれども、これからは、案内業務委託ということで日曜日も開けるといふことでしょうか。

宮下商工観光課長

はい。土日も含めて、今も対応してるかと思うんですけども、はい。

大野雅子委員

はい、ありがとうございます。

川畑二美委員

42ページ。観光費の中の、えっとですね、12番目委託料。これが阿久根大島発電所保安業務で131万2000円なんですけど、どうして減になってるんでしょうか。

船蔵商工観光課長補佐兼観光推進係長

阿久根大島公園常用発電所保安業務につきましては、令和5年度から令和7年度までの3年間の長期継続契約としているところです。

今年度当初に入札を行いまして、契約額とこちらが当初予定をしていた当初予算額の差額を不用額として今回減額するものです。

〔川畑二美委員「分かりました」と呼ぶ〕

山田勝委員

15ページの脇本海水浴場清掃業務82万円。これは昨年よりも少し上がってますね。

それから、脇本海水浴場の開閉業務、施錠業務については60万円ですけどね、これはもう100万円近く差があるんですよ。

本会議で課長に説明いただいたけど、この二つの兼ね合いと昨年までの兼ね合い。考えでちょっとどういうふうになっているのか、なるのか説明をしてください。

宮下商工観光課長

まず、脇本海水浴場清掃業務委託、これにつきましては、脇本海水浴場南と北側、二つのトイレがあります。

その清掃及び南側駐車場の除草作業等を実施していただくものでございまして、今年度が恐らく78万円程度だったかと思うんですけども、これも、金額につきましては、一応、業者に見積りを取って今回82万円という形にさせていただいております。

続きまして、脇本海水浴場駐車場解施錠業務委託料につきましては、先日もお答えしたところでございますが、これにつきましては、今年度までは脇本海水浴場南側駐車場の解施錠及び維持管理のほかにもですね、脇本海岸の巡回であったりとか、脇本海岸及び周辺に異常等を発見した場合の市への連絡等といった業務を含んでおりましたが、令和6年度におきましては、南側駐車場の解施錠及び維持管理費のみとしたところでございまして、この関係で委託料の限度額が減少しているというものでございます。

山田勝委員

今の2か所の説明でよく分かりましたけどね。だから今後については、脇本海水浴場の施錠の委託事業については、もうそれだけでいいですよということですよ。全体として、脇本海水浴場の、もうそれなりに全体としてうまく円滑にできるようになるというふうにお思いですか。

僕はこれで十分だと思うんですけどね。

宮下商工観光課長

この二つの委託業務でもって市が管理しているトイレですとか駐車場の解施設、これを実施していくというような考え方でございます。

山田勝委員

課長。あなたが課長になって今回こういうふうがいい方法に回転してきましたね。今まで100万円近いお金をね、3年前は200万円超えとったわけですからね。払わんでいい金を無駄に、金を。誰が責任をとるんだって本当は言いたいですよ。でも、それぐらいシビアに厳しくやってほしいから言うわけでありまして、どうぞ前向きに取り組んでください。

白石純一委員長

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、議案第1号中商工観光課所管の事項の審査を一時中止します。

〔商工観光課退室〕

この際、暫時休憩します。

(休憩 午後2時9分～午後2時20分)

〔農政課入室〕

白石純一委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開します。

農政課長から発言の申出がありましたので、許可いたします。

大野農政課長

先ほどの委員会において、竹原委員からの御質問に対する中で、災害復旧の補助率に係る御質問に対して、補助率のかさ上げについては激甚災害に指定された場合のみとお答えいたしました。正確には激甚災害の指定がない災害についても、国の査定によっては50%から補助率のかさ上げがなされる措置がありました。

私の認識不足でした。訂正しておわびを申し上げます。

竹原信一委員

今回の、今年度というか、今回のあれについては、あったのか、なかったのか。

大野農政課長

今回の災害復旧の補助率については、激甚災害の指定を全て受けておりますので、全て98.5%の補助率で補助がなされる予定です。

竹原信一委員

今回、今年度というか内にはそういうことは、激甚災害以外なかったということですか。

大野農政課長

そういうことです。

竹原信一委員

先ほどの査定によってはっていうのは、どういうことなんでしょうね。

何か都合というか、自由に引上げを、向こうの、やるのかな。

そこら辺がちょっと、相談に行ったら補助率が変わるみたいな話があるんですかね。

大野農政課長

それぞれの災害の規模によったり、自治体の被災農家。

〔発言する者あり〕

一戸当たりの復旧事業費に応じて段階的に査定が行われて、補助率のかき上げがなされるということを聞いております。

白石純一委員長

はい、ありがとうございました。

〔農政課退室、都市建設課入室〕

次に、議案第1号中、都市建設課所管の事項について審査に入ります。

都市建設課長の説明を求めます。

池田都市建設課長

議案第1号中、都市建設課の所管する事項について御説明いたします。

初めに、補正予算書の5ページを御覧ください。

第2表は繰越明許費の補正であり、令和5年度末までに事業が完了しない可能性のある第8款2項道路橋りょう費の維持ダンプ整備事業から次のページの6項住宅費の危険住宅移転促進事業までと11款6項補助土木施設災害復旧事業の9事業を追加するものであります。

続きまして、15ページを御覧ください。

第3表債務負担行為補正の追加であります。都市建設課所管分は、下から2行目の市町村等土木積算基準データ使用料から次のページの3行目の番所丘公園Wi-Fiスポットアクセスポイント保守料までの5件であり、前年度と同じ内容を引き続き行うものであります。

続きまして、20ページを御覧ください。

第4表地方債補正の変更であります。都市建設課所管分は、下から3行目、市道改修事業、次の行の県単急傾斜地崩壊対策事業、次の行の魅力ある観光地づくり支援事業、21ページ下から2行目の過年発生補助土木施設災害復旧事業、次の行の現年発生補助土木施設災害復旧事業までの5件であります。いずれも本年度事業費の確定等により起債額を変更するものであります。

次に、補正予算に関する主な事項について、歳出から御説明いたします。

予算書の42ページを御覧ください。

第8款土木費2項2目道路維持費の減額について、12節委託料及び17節備品購入費は、説明欄記載の事業の入札残であり、21節補償、補てん及び賠償金は、電柱移設を予定しておりましたが、協議の結果、道路敷地内での移設が可能となり、無償での移転となったことから減額するものです。

続きまして、43ページになります。

3目道路新設改良費は、12節委託料、16節公有財産購入費、21節補償、補てん及び賠償金の事業費が確定したことにより、その執行残を14節工事請負費に組み替えるものであります。

続きまして、3項河川費4目砂防費14節工事請負費の減額は、備考欄記載の事業が確定したことによる執行残です。

続きまして、5項都市計画費3目公園費について、12節委託料の減額は、説明欄記載の

事業費が確定したことによる執行残です。

次のページの17節備品購入費の減額は、番所丘公園のゴーカートの購入について、当初、ガソリントイプでの1人乗りゴーカートを予定しておりましたが、市としてゼロカーボンシティに取り組んでいることから、電気式のゴーカートの購入に仕様を変更し、調達可能な業者を確認しましたが、1人乗りゴーカートを調達できる業者がいなかったことから事業執行を取りやめ、全額減額するものであります。

また、24節積立金の増額は、「サンセット牛之浜景勝地」の道の駅整備基金に全額積み立てるものであります。

これによります令和5年度末の積立金の総額は6億円を見込んでおります。

次に、歳入について御説明いたします。

25ページを御覧ください。

第14款国庫支出金1項10目災害復旧費国庫負担金の減額は、土木施設災害復旧費の確定によるものであります。

次に、26ページになります。

2項国庫補助金7目土木費国庫補助金は、公園施設長寿命化計画策定業務等の事業費確定による交付金の減額であります。

次に、27ページになります。

第15款県支出金2項7目土木費補助金は、備考欄記載の事業が確定したことによります減額であります。

次に30ページを御覧ください。

第21款市債1項7目土木債1節道路橋りょう債から4節都市計画債の減額は、いずれも説明欄記載の事業費確定に伴う市債の減額であります。

以上で説明を終わりますが、よろしく願いいたします。

白石純一委員長

課長の説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑ございませんか。

山田勝委員

ちょっと待ってください。県単の……

白石純一委員長

何ページか分かりますか。

山田勝委員

ちょっと待ってください。分からなくなったのよ。

県単急傾斜崩壊対策事業のですね、これは27ページなんですけど、減額、国、県の、県からの補助金も減額。全部減額でしたよね。これは事業確定したことによって数字の減額をすればいいということですかね。

数字上、お金が直接行ったり来たりするものでなくて、例えば、今まで何百万円ということを用意したけれども、何百万円要らなくなったので全てにおいて減額して、ゼロにすると、こういうふうに理解していいんですか。

池田都市建設課長

この事業につきましてはですね、事業自体を行っているんですけど、金額が減額になっ

たことから、それぞれ減額をするものであります。

山田勝委員

だから僕が言ったでしょ。

事業が確定すればですね、金は戻すというのでなくて、数字上、全部数字を減額して、それでちゃらにしたと。こういうふう理解していいんですか。

池田都市建設課長

おっしゃるとおりでございます。

〔山田勝委員「分かりました」と呼ぶ〕

竹原信一委員

16ページのW i - F i スポットアクセスポイント保守料の件だけでも、何か所アクセスポイントはあるんですか、番所丘公園に。

白石純一委員長

16ページですね。

竹原信一委員

16ページの上から3行目。

松下都市建設課補佐兼管理係長

都市建設課所管は番所丘公園一つであり、1か所になります。

竹原信一委員

場所は公園でもですよ、公園全体を一つのルーターというかあれでやってるんですか。各場所場所で、W i - F i の装置はあるんじゃないかと私は想像するんですけども。

松下都市建設課補佐兼管理係長

今、番所丘公園に設置されてますW i - F i の機器につきましては、管理事務所のところに屋外用の機器が2基、それから事務所の中にルーター、それから同じ事務所内ですが、給電装置、電気を供給する装置を2基設置しているということで、基本的には管理事務所のところ設置されているものでございます。

竹原信一委員

そうすると屋外向けのやつが2基あって、それが全域を網羅できる状態なんですか。そんなに強いW i - F i を飛ばしてるんですか。

松下都市建設課補佐兼管理係長

基本的には管理事務所及び周辺のところということになるんですが、実際、番所丘公園自体が非常に広い施設ですので、その公園の隅々まで全部にそのW i - F i の電波が行き渡るといふところまでには、現時点の施設ではなってないです。

基本は管理事務所、それから、真ん中の花壇の広場のところであつたり、お祭り広場ぐらいまでは、このW i - F i の電波が飛ぶということにはなりません。

竹原信一委員

〔竹原信一委員「そうですか」と呼ぶ〕

山田勝委員

43ページにね、今新たにですよ、947万円の工事請負事を計上されておりますよね。

これは何ていうんですか、債務負担行為、明許繰越をしなくてもできる事業なんですか。

池田都市建設課長

これは明許繰越を行って行う事業でございます。

山田勝委員

行っているんですか。

〔発言する者あり〕

白石純一委員長

行っていますかという確認です。

山田勝委員

ちなみにね、この3月の補正予算に1,000万円ぐらいの道路改良舗装が出てくるという。その事業は、ちなみにどこのどんな事業なんですか。

池田都市建設課長

5ページの8款土木費2目道路橋りょう費の社会資本整備総合交付金事業の2820万6000円の中に入ってくる分でございます。

山田勝委員

だから今頃ね、今頃新たに予算化される事業というのは、具体的にどのようなものがあるんですか。

何か予算を教えてくださいというわけじゃないじゃないですか。秘密事項を教えてくださいというわけじゃないじゃないですか。そんなに誰でも黙ってせないかん仕事なのか。

〔木下孝行委員「工事の標準平準化をするためにしている」と呼ぶ〕

池田都市建設課長

これにつきましては折口大辺志線になります。

山田勝委員

簡単じゃつでや。最初に言えばよかつじゃ。

大野雅子委員

44ページです。7節の備品購入のゴーカートですが、ゼロカーボンで買えなかったということですが、これは何台分で、これからは、もう買い替えていくのにどうされるのかなというのを聞きたいんですが。

池田都市建設課長

1台分であります。

今後につきましてはですね、購入についてはそれぞれ検討していきたいと考えているところでございます。

大野雅子委員

ありがとうございます。子供たち楽しみしてると思いますので、続きますようにお願いします。

竹原信一委員

ごめんなさいね。先ほどのWi-Fiの件ですけども、よくそれ1時間だけでしか、切れてしまうというようなWi-Fi、そんなことはまさかやってないよね。

やってんだ。接続が切れる。

松下都市建設課補佐兼管理係長

確かに今の段階では、最大、1回の接続では15分までで一旦切れます。

申し訳ありません。

竹原信一委員

だから何でそんなことするの。不便で使い勝手しょうがないじゃないの。不便でしょう

が。

白石純一委員長

答弁を求めますか。

竹原信一委員

答弁を求めています。ください。

池田都市建設課長

確かに委員がおっしゃられるように15分ということで短いとは感じております。

今後ですね、そこについては解消に向けて検討していきたいと考えております。

竹原信一委員

当然ですよ。

もう話にならないでしょ、時間制限なんてつくる必要ないじゃないですか。

これからそのキャンプなんかかってのをするというのに。つないだらずっとつなぎっぱなしでできるようにしなければ。場所を離れば電波が通じなくなって自動的に切れるわけですから。

それともう一つありますけれども、トイレのドアが鍵がかからないようになってるって話を聞いて連絡させたはずなんですけども、見たら動くようにはなってたけど、完全にヒンジの部分新品に換えてないんですよ。

何でそういうことなの。

女子トイレのね、鍵がかからなくなるし。

白石純一委員長

どの項目ですか。

竹原信一委員

これ清掃業務なのか、管理業務なのかよく分からないので、これに答えていただきたい。今の状況で。

白石純一委員長

トイレの項目ってありますか。

[発言する者あり]

トイレの項目ない。

竹原信一委員

いいから、今、管理状況について言ってるんですから、関連で。

白石純一委員長

すいません、この予算には入ってないようですので、また別途、別の場所で聞かれるようにしてください。

[竹原信一委員「答えられるでしょ」と呼ぶ]

はい、ほかに質疑ございませんか。

[竹原信一委員「またそういうことする」と呼ぶ]

川畑二美委員

43ページ、土木費の3の公園費の12の委託料875万2000円。これは浄化槽と公園長寿化計画の策定でマイナスになってるんですけど、何か所ぐらいの公園を。

[発言する者あり]

別々ですかね。

〔発言する者あり〕

ちょっと説明していただいてよろしいでしょうか。

松下都市建設課補佐兼管理係長

先ほどの川畑委員の質問でございますが、委託料の減の部分のうち浄化槽の部分の維持管理業務の減につきましては、公園は1か所でございます、場所は横座トンネルのところの小口広場のトイレでございました。

ちょっと、昨年春先に、1月ですが、いわゆる低温障害でポンプの水が出なくなるという事案が発生しまして、令和5年度につきましては、そちらを修繕をしないとイケないという状況で、通常の浄化槽の使用を止めまして、トイレを修繕するという事になったので、この分の浄化槽の管理業務委託については執行しなかったということで、不用額が生じたものでございます。

山田勝委員

43ページのね、3目道路新設改良費の中のね、ほかの方々はみんな知っとるかもしれないけど、私がちょっと分からないから聞くんですが、21節の補償金、工作物及び補償、立木補償、ここに547万5000円、補償費の減額ですよ。

これは何かやるつもりでやらなかった、あるいはやるつもりでお金が必要なかったというふうに言えばいいんですか、上の料金を含めて。

小筋都市建設課長補佐兼建設係長

こちらの補償費につきましては、折口大辺志線の用地買収とあわせて、補償を行う予定となっていたんですけども、こちらの相続人の1人の方と連絡がとれず、機会を捉えて自宅に直接訪問した場合にもちょっと応答がない状態でありまして、用地の買収ができなかった箇所にあたりますので、それに関わる補償費が減額になったものです。

山田勝委員

分かりました。大変ですが頑張ってください。

白石純一委員長

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑ないので、議案第1号中、都市建設課所管の事項の審査を一時中止します。

〔都市建設課退室、総務課消防係入室〕

次に議案第1号中、総務課消防係所管の事項について審査に入ります。

総務課参事の説明を求めます。

児玉総務課参事

それでは、議案第1号中、総務課消防係の所管する事項について説明いたします。

初めに、歳出について説明いたします。

補正予算書の44ページをお開きください。

第9款消防費1項1目常備消防費18節負担金、補助及び交付金の補正は、阿久根地区消防組合における令和5年度の繰越金の確定や歳出予算における事業費の確定見込みなどにより、消防組合の負担金を減額するものでございます。

次に、2目非常備消防費の補正は、いずれも事業費の確定や確定見込みにより減額するものであり、7節は消防団員の退職報償金、14節は耐震性貯水槽整備事業、17節は電源立地地域対策補助金事業を活用した普通消防積載車、小型動力ポンプの更新配備事業など、

それぞれに係る不用見込額などを減額するものでございます。

次に、歳入について説明いたします。

29ページをお開きください。

第20款諸収入5項4目雑入2節団体支出金は、消防団員退職報償金の減額になります。

30ページになります。

第21款市債1項8目1節消防債の補正は、耐震性貯水槽整備事業充当分の減額になります。

以上で説明を終わりますがよろしく願いいたします。

白石純一委員長

参事の説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑ありませんか。

竹原信一委員

44ページ、非常備消防費17節の備品購入費、普通消防積載車ほかと書いてありますが、例の懐中電灯の件、幾ら使ったんですか。

児玉総務課参事

懐中電灯の分については、今回の補正については該当がございませんので補正はしておりません。

白石純一委員長

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、議案第1号中、総務課消防係所管の事項の審査を一時中止します。

〔総務課消防係退室、教育総務課、学校教育課及び学校給食センター入室〕

〔発言する者あり〕

委員会中ですので、私語は慎んでください。

次に、議案第1号中、教育総務課、学校教育課及び学校給食センター所管の事項について審査に入ります。

教育総務課長の説明を求めます。

牧尾教育総務課長

議案第1号中、教育総務課、学校教育課及び学校給食センターの所管する事項について御説明いたします。

初めに、第2表繰越明許費補正の追加について御説明いたします。

補正予算書6ページを御覧ください。

教育総務課分として、第10款教育費2項小学校費の小学校校舎等整備事業であります。

これは、老朽化している阿久根小学校36号棟の校舎整備において、事業着手に当たり、アスベスト含有調査を実施したところ、外壁にアスベストが含まれていることが判明したことから、その除去工事に係る費用を今回の補正予算で計上するとともに、次年度に繰り越して工期を確保し、事業執行しようとするものであります。

次に、第3表債務負担行為の追加について御説明いたします。

16ページを御覧ください。

まず、教育総務課分は、上から8行目の小中学校廃棄物収集業務委託料並びに11行目の

小中学校児童生徒通学タクシー借上料から17ページ2行目の小中学校ホームページ用レンタルサーバ使用料の4件ですが、このうち小中学校児童生徒通学タクシー借上料は、休・廃校となった学校区に居住する児童生徒に対し、現在通うおのこの小・中学校の往復に係る通学支援として、タクシー運行経費を市負担で行っているものであります。

これら4件は、全て前年度と同じ内容を引き続き行うものです。

次に、学校教育課所管分は、16ページにお戻りいただき、上から4行目、ICT支援業務委託料から7行目、小中学校医療廃棄物収集業務委託料までの4件及び9行目、小中学校児童生徒用デジタル教科書（算数・数学）購入費から10行目、中学校スコラ手帳購入費までの2件、合計6件です。

このうちICT機器アカウント更新業務委託料は、年度替わりに当たり、小・中学校に配備されている1人1台端末に係る児童、生徒、教師用アカウントの登録データを更新するものであり、小中学校児童生徒用デジタル教科書（算数・数学）購入費につきましては、小学校5、6年生の算数及び中学校の数学に係る児童生徒用デジタル教科書について、国の検証事業の対象外となった学校分を購入するものです。

ただいま説明しました2件以外の4件は、前年度と同じ内容を引き続き行うものです。

次に、18ページを御覧ください。

給食センター分は、8行目の学校給食センター燃料用A重油購入費から学校給食センター廃棄物収集業務委託料までの3件であり、全て前年度と同じ内容を引き続き行うものです。

以上、教育総務課分、学校教育課分学校給食センター部分は13件であり、いずれも期間及び限度額を設定し、令和6年4月1日からの円滑な事業着手、継続を行うためのものです。

次に、19ページを御覧ください。

債務負担行為の廃止についてですが、阿久根小学校20号棟長寿命化改修事業仮設校舎賃借料及び阿久根中学校23号棟長寿命化改修事業仮設校舎賃借料の2件は、この後の歳出予算で御説明いたします。

次に、第4表、地方債補正について御説明いたします。

21ページを御覧ください。

2行目の小学校校舎等改修事業から5行目の中学校屋内運動場非構造部材落下防止対策事業は、いずれも事業費確定により限度額を変更しようとするものであります。

次に歳出について御説明いたします。

46ページを御覧ください。

まず、教育総務課分について御説明いたします。

第10款教育費2項小学校費1目学校管理費12節委託料のうち、屋内運動場落下防止対策工事設計業務は実績に伴う減額であり、トイレ改修工事設計業務は、繰越事業を予定している阿久根小36号棟のトイレ改修工事設計業務について、令和5年度の執行を見送り、令和6年度当初予算に計上するために減額するものであります。

13節使用料及び賃借料の減額は、昨年、補正第3号で予算化した阿久根小学校20号棟の長寿命化改修工事に先駆けて執行を予定していた仮設校舎の借り上げでありましたが、当該事業が、昨今の国際情勢等に起因する資材、燃料費等の高騰やそれに伴い調達が困難となったこと、また、現場代理人などの労働力不足を理由とした入札不調により執行不能と

なったことから、令和6年度予算に計上し、改めて事業を執行するためのものであります。

また、このことに伴い、先ほど触れました令和6年度の債務負担行為である阿久根小学校20号棟長寿命化改修事業仮設校舎賃借料及び阿久根中学校23号棟長寿命化改修事業仮設校舎賃借料の2件は、廃止するものであります。

14節工事請負費は、小学校トイレ改修事業が現在執行中である阿久根小学校24号棟について、入札残の減額、屋内運動場落下防止等対策事業が実績による減額、外壁等改修事業は、先ほど繰越明許費で御説明いたしました阿久根小学校36号棟の外壁改修工事について、予算の不足分を確保しようとするものであり、その増減により増額表示となっております。

47ページを御覧ください。

3項中学校費1目学校管理費12節委託料のうち屋内運動場落下防止対策工事設計業務は、実績に伴い減額するものであります。

13節使用料及び賃借料の減額は、小学校費で御説明いたしました、阿久根小学校20号棟改修に係る仮設校舎設置の事業と同様の理由で、阿久根中学校23号棟においても事業執行が不能となったことから、令和6年度に執行を予定し、令和5年度予算は減額するものであります。

14節工事請負費の減額は、屋内運動場落下防止等対策事業とトイレ改修事業、いずれも実績に伴うものであります。

次に、学校教育課分について御説明いたします。

44ページにお戻りください。

第10款教育費1項教育総務費2目事務局費の66万円の減額は、主に7節報償費、スクールソーシャルワーカー謝金の確定によるものです。

次に、45ページを御覧ください。

4目教育指導費の170万円の減額は、まず、外国青年招致事業に係るものであり、令和5年7月に新たなALTが着任したことにより、ALTの報酬単価が引き下げられたため、1節報酬の減額を行ったものであります。

また、退任したALTが帰国をしなかったため、8節旅費にも不用額が生じました。

12節委託料につきましては、ICT支援事業の事業費確定による不用額です。

続きまして、2項小学校費1目学校管理費の不用額のうち、1節報酬につきましては、尾崎小学校が今年度から休校になったことから、尾崎小学校の学校医及び学校薬剤師に係る報酬が不用になったことによるものです。

次に、46ページを御覧ください。

2目教育振興費の不用額148万9000円の減額は、まず、小学校集団宿泊事業における児童送迎用バスの借り上げについて、公用バスの活用により、13節使用料及び賃借料に不用額が生じたものです。

また、18節負担金、補助及び交付金につきましては、主に山村留学実施事業について、留学生を受け入れてきた団体が、今年度から受入れを中止したことにより、不用額が生じたものです。

次に、47ページを御覧ください。

3項中学校費1目学校管理費の不用額のうち12節委託料につきましては、教職員定期健康診断業務等の事業費確定によるものです。

2目教育振興費67万7000円の不用額は、各節の事業費確定による減額です。

次に、歳入について御説明いたします。

26ページにお戻りください。

第14款国庫支出金2項9目教育費国庫補助金2節小学校費補助金は、学校施設環境改善交付金であり、阿久根小学校防災機能強化として実施した非構造部材の耐震化については実績に伴う減額、また、同校の外壁工事に対して新たに交付決定がなされたことによる増額補正し、これら両事業の増減から増額表示となっております。

3節中学校費補助金についても、学校施設環境改善交付金であり、阿久根中学校防災機能強化として実施した非構造部材の耐震化について実績に伴い減額するものであります。

なお、学校施設環境改善交付金についての補助率は、いずれも3分の1であります。

次に、30ページを御覧ください。

第21款市債1項9目教育債2節小学校債、3節中学校債の各事業債の減額は、各事業の事業費が確定したことによるものであります。

次に、学校教育課分について御説明いたします。

27ページにお戻りください。

第15款県支出金2項9目教育費県補助金2節小学校費補助金は、教育業務支援員配置事業費であり、スクール・サポート・スタッフの配置に対して交付決定がなされたものであります。

同様に、3節中学校費補助金は、地域スポーツ・文化活動体制整備事業費であり、部活動の地域移行に伴う協議会等の設置・運営に対して交付決定がされたものであります。

次に、29ページを御覧ください。

第20款諸収入5項4目20節雑入は、アカデミア財団助成金であり、これは小学校におけるICT活用事業が、一般財団法人アカデミア育英財団が実施しているスクールドリームプロジェクトの交付対象となったことによるものであります。

以上で説明を終わりますが、どうぞよろしく願いいたします。

白石純一委員長

課長の説明が終わりました質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、ここでちょっと私のほうからも質疑をさせていただきたいと思えますので、暫時、委員長の職務を交代したいと思います。

大田副委員長は委員長席にお願いします。

〔白石純一委員は委員席、大田基次副委員長は委員長席に着席〕

大田基次副委員長

それでは暫時、委員長の職務を行います。

白石純一委員の発言を許します。

白石純一委員

6ページの10款2項小学校舎のアスベスト。私の理解では、アスベストが見つかったため、工事が来年度にずれ込むというような印象だったんですが、これは調査をして初めてアスベストがあるということが分かったということでしょうか。

牧尾教育総務課長

おっしゃるとおり、今回着手にあたり、先ほども説明いたしましたけれども、着手に当

たり調査をしたところ、アスベストが含有していることが明らかとなったものであります。

白石純一委員

この35号棟というのは築何年ぐらいの建物でしたでしょうか。あるいは建築年数ですね。

牧尾教育総務課長

築年数28年経過しているところでございます。

白石純一委員

築28年でアスベストが含有されているのは、ちょっとにわかには信じられないんですけども、ほかの小中学校の校舎で、この校舎にはアスベストが含まれているということは把握は一切されてないということですかね。

牧尾教育総務課長

市内の全小・中学校について、アスベスト、全校舎についてのアスベストの含有調査は今のところへ行っておりません。

今回も、正直申しますと、アスベスト等については、もう含有されてないものと思い、着手に至ろうと思いましたが、万全を期すために調査を行ったところ、含有が発覚したものであります。

白石純一委員

特に古い建物については、含まれている可能性もあると思いますので、その辺りをしっかり調査をしてですね、実情を把握されるということもぜひ行っていただきたいというふうに私のほうは思っておりますので、御検討ください。

大田基次副委員長

白石委員の質疑が終わりましたので、委員長の職務を白石委員長と交代します。

〔大田基次委員は委員席、白石純一委員長は委員長席に着席〕

〔発言する者あり〕

白石純一委員長

すいません、委員長が最後に質疑終了ということになりますので、御理解ください。

〔発言する者あり〕

次、ほかに……

〔発言する者あり〕

ほかの質疑がないということでしたので、最後に私がさせていただきます。

〔発言する者あり〕

〔竹原信一委員「今の件でお願いします」と呼ぶ〕

竹原信一委員

アスベストの、その入っている部分なんですけど、私ども普通に想像すると、裏側にふわふわした状態であったりするのを想像するんですよ。

ところが最近よく調べてみると、壁の中に練り込んであるコンクリートと一体になつてするような、塗料と一体になつてするような状態のやつも結構あったりするんです。

今回のやつはどうだったんですか。

もしそういった状態なら、ほとんど問題はないはずなんですけどね。

牧尾教育総務課長

ただいまの御質問でお答えいたしますと、壁の内部に含まれていたと。

竹原信一委員

内部といいますと内部ではありますけども、塗料と一体となったような感じ、あるいはコンクリートと一体となった感じの在り方だったんですかね。

そして、例えば肺気腫なんていうのはふわふわなやつが肺に入ってしまうということが起こるわけですよ。

一体となればほとんど問題なんか考えられないというふうに、物理的にですよ、思うんですけども、今回のやつは本当にかっちりなってる状態だったんですか。そこを教えてください。

牧尾教育総務課長

先ほど申しましたとおり、壁の内部に組み込まれている状況です。

しかしながら、今の御質問の中で安全性を考えたときに、それほど影響がないんじゃないかということでしたけれども、やはり、場所が学校ということもあります。工事の作業員のみならず、児童の行き来する場所でございますのでそこは万全を期して対応したいというところでございます。

竹原信一委員

恐らくですよ。よく調べていただきたいんですけど。今の対応はお金がすごくかかる話じゃないですか。

ちよつと神経質かも、過ぎるかもしれんというふうに本当感じますよ。

意見です、これは。はい、よろしくお願いします。

〔発言する者あり〕

白石純一委員長

いや、今の件ですか。

山田勝委員

私はね、よく分からないですよ。

でも、あなた方事務方がですね、建築のその見てですよ。そういう安全だ安全でないとか判断できるんですか。ちゃんとして、例えば設計、何ですか建築専門のね、設計士がいるじゃないですか、市役所に。そういう方々が見た結果こういう判断でしたというのは分かるけど、皆さん素人ばかりで、ああでした、こうでした、もう常識的に考えられない。

牧尾教育総務課長

今回の件につきましても、外壁工事の着工に当たり、先ほども申しました、繰り返しになりますが、万全を期すために調査委託を行いました。

その結果、令和5年、昨年11月に、この調査をしたところ、もちろん専門事業者に調査を委託して調査をしたところ、アスベストが含有しているということが判明いたしましたので、その除去作業についても今回の補正で予算を確保しようとするものであります。

山田勝委員

そういうふうに答弁すればね、業者に頼んで、業者が調査した結果、こういういきさつで、結論でしたと言えれば語らなくてもいいんですけど。

〔「以上でとめてください」と呼ぶ者あり〕

竹原信一委員

いやそうじゃないんですよ。業者はね、規則にしたがって調べるかもしれんですよ、今。外壁でしょ。自分たちのセンスもねえ、能力も少しは信用しないと。一番、外壁と塗料と一体となってるような代物が影響するかなんて、本当ねえ。そのセンスはねちよつと考

え直してもらいたい。

白石純一委員長

以上で議案第1号中、教育総務課……

〔発言する者あり〕

御静粛にお願いします。

牧尾教育総務課長

補足して、若干の訂正を入れながら説明したいと思っておりますけれども、外壁の塗装の中に含まれていたということでありまして、そのはつりが必要となったということでございます。

〔発言する者あり〕

白石純一委員長

以上で、議案第1号中、教育総務課、学校教育課及び学校給食センター所管の事項の審査を一時中止します。

〔教育総務課、学校教育課及び学校給食センター退室〕

この際、暫時休憩します。

(休憩 午後3時12分～午後3時22分)

〔市民環境課入室〕

白石純一委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開します。

ここで、市民環境課長から発言の申出がありましたので、この際許可します。

平田市民環境課長

先ほどの市民環境課の委員会の審議の中で、渡辺委員からごみ出し困難者家庭系一般廃棄物戸別収集運搬業務について質問があり、答弁の中において、収集回数について、可燃ごみは週2回、不燃ごみは月2回と答弁いたしました。不燃ごみは月に1回の誤りでしたので、おわびして訂正いたします。

大変申し訳ありませんでした。

白石純一委員長

ありがとうございます。

〔発言する者あり〕

いいですよ。

〔発言する者あり〕

竹原信一委員

一般家庭はさ、不燃ごみというのは、2週間に1回ぐらいになってませんか。

週1回という答えはちょっと違わなくない。

平田市民環境課長

今回の訂正分は、ごみ出し困難者の家庭系一般廃棄物戸別収集業務についての回数でありました。

竹原信一委員

だから、ごみ出し困難者については、毎週、燃えない、不燃ごみを集めているというこ

となんですかっていう、今、私の質問は。

平田市民環境課長

はい、おっしゃるとおりです。

〔発言する者あり〕

〔市民環境課退室、商工観光課入室〕

白石純一委員長

続きまして、商工観光課長から発言の申出がありますので、この際許可します。

宮下商工観光課長

先ほど、補正予算書14ページの道の駅阿久根Wi-Fiスポットアクセスポイント保守料の御質問がありましたが、先ほど、保守点検業務を実施している業者に確認したところ、この保守業務の内容につきましては、主に、定期的に、遠隔による通信状況の確認を行っているというものでございまして、これを行うことによって、故障時等ですね、迅速な対応ができるというようなものになっているところですよ。

竹原信一委員

遠隔による、今の話をちょっと今、説明して、何を確認して。

大川内商工振興係長

遠隔による通信状況の確認を行っているということです。

竹原信一委員

インターネット利用状況ということでしょうけれども、あの接続は、1回何分とかやるとるんですか。制限時間みたいなのを設定してるんですか。

番所丘公園は15分でしたけど、もしそんなことをしてるのは全くの無駄で、使いにくくてしょうがないんですけども。

宮下商工観光課長

細かいその資料が手元にないんですけども、恐らく番所丘公園等と同じ扱いだと思います。

竹原信一委員

あのね、君たちが1回行って使ってみればいいじゃん、そんなことは。1回も今までやっておいて使ったこともないですって状況はよくないでしょう。お金を払ってるけども、現状は知りませんか。

それに、遠隔でどうのこうのって全く必要のない話ですよ。

もう1回根本から見直してもらいたい。よろしくお願いします。

渡辺久治委員

その時間制限は、容量の関係ですか、容量の関係ですか、そのあれの情報の。

〔発言する者あり〕

いや、こっちも情報と言いましたから。

〔発言する者あり〕

白石純一委員長

ほかの方、静粛にお願いします。

渡辺久治委員

全般に関わることでしょ。

宮下商工観光課長

恐らく接続数の上限とか、そういったところの影響だとは思いますが、ちょっとすいません、正確なところがここでは。

渡辺久治委員

そこは調べてもらいたいですね。

〔発言する者あり〕

白石純一委員長

発言での要望はございませんので、要望としては、しておりません。

次に、議案第1号中、生涯学習課所管の事項について審査に入ります。

〔商工観光課退室、生涯学習課入室〕

生涯学習課長の説明を求めます。

新町生涯学習課長

議案第1号中、生涯学習課の所管する事項について説明いたします。

初めに、10ページを御覧ください。

第3表は債務負担行為補正であります。

このうち当課所管分は、10ページの上から1行目、市民交流センター日常清掃業務委託料から3行目の市民交流センターガス空調設備保守点検業務委託料までの3件、17ページに移りまして、上から3行目、生涯学習課複合機借上料から18ページの上から2行目の図書購入費までの11件、合計14件であります。

これらについては、年度当初から事業の実施が必要なことから、令和5年度中に契約等を行うために、債務負担行為を設定しようとするものであり、今回新たに追加したものはありません。

次に、歳出について御説明いたします。

48ページを御覧ください。

第10款5項1目社会教育総務費7節報償費の44万7000円の減額につきましては、生涯学習講座や高齢者学級、家庭教育学級における講師謝金の実績見込みにより減額するものであります。

次に、3目図書館費12節委託料の238万7000円の減額につきましては、現在の市立図書館実施設計の設計積算単価の入替えについて、実施設計の見直しを予定していることから執行しなかったものであり、全額減額するものであります。

次に、同日24節積立金につきましては、1団体から5万円の寄附があったことから、当初予算計上済額との差額を補正計上するものであります。

次に、歳入について御説明いたします。

28ページを御覧ください。

17款寄附金1項10目教育費寄附金につきましては、歳出で説明しました1団体からの寄附金5万円と、別の団体から10万円が寄附されたものであり、当初予算計上済額との差額を補正計上するものであります。

以上で生涯学習課所管分に係る説明を終わりますが、御審議のほどよろしく願いいたします。

白石純一委員長

課長の説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑ありませんか。

牟田学委員

48ページ、10款5項3目図書館費ですけど、今先ほど課長が言われました、12節委託料、図書館建設設計積算単価入替業務、先ほどちょっと聞いた。これは実施をされていないということですか。

新町生涯学習課長

はい、そのとおりでございます。

牟田学委員

その理由は。

新町生涯学習課長

実施設計につきましては、もう7年ほど前に完成はしてるんですけども、この積算単価入替は、そのままの積算単価を、今の積算単価に入れ替える業務を予定してたんですが、内部の変更を今考えているものですから、これをそのまま執行してしまえば、内部で建設することになるので、もう執行を見送ったところであります。

〔牟田学委員「はい、了解」と呼ぶ〕

竹原信一委員

10ページ、市民交流センター廃棄物収集委託料20万円。市民交流センターで出てくるごみって、私が想像するに一般家庭の量ほどもないという気はするんですけども、どういうことなんですか。20万円も結構多いなど。

新町生涯学習課長

事業所ごみ扱いになるんですが、月、木の可燃と、一般家庭と同じような不燃物を出しますが、イベント等、いろいろ作成するものもありまして、結構ごみは出てきます。

竹原信一委員

実際どれぐらいになってるかというのは、確認されておいででしょうか。

新町生涯学習課長

指定された日には、事業所ごみの大きな袋で1袋とか2袋とか出てきますので、それは職員で集めて出します。

竹原信一委員

イベントがあった時だけだけでしょ、そんなふうにあるの。違うんですか。

新町生涯学習課長

事務をしていても、ごみは出ますし、結構集まります。

竹原信一委員

1袋か2袋のごみなんていうのはさあ、あそこの、市役所の横か、あそこに持ってくれば済むという話じゃないの。

何でそこだけ特別に持っていく必要があるの。職員が持ってくれば済む話じゃない。違います。量からいっても手間からいっても大した話じゃないのに、特別にそこにもう集めてきて払うって、そんな必要ないでしょう。

できることはやっていいんじゃないですか。

〔「業者で産廃なんですよ」と呼ぶ者あり〕

産業廃棄物じゃないよ。

〔発言する者あり〕

ここで話しなくてもいいよ。

〔発言する者あり〕

白石純一委員長

静粛にお願いします。

竹原信一委員

実質的な中身の問題。考えたときに、すぐ思いつきそうなんですけどね。せいぜい家庭ごみ、生ごみもほとんどないはずで、知れてる量、そして知れた中身、それをわざわざ特別扱いしなくても、職員があそこで袋に入れて、そこに持ってくるだけで済むようなレベルのことでしょう。違いますか。

できることせんのだと思いますよ。

新町生涯学習課長

この庁舎に設置されているステーションが家庭系ごみのステーションと認識をしているものですから、うちは事業所ごみとして出しておりますので、収集を委託をしております。

竹原信一委員

〔竹原信一委員「納得できないね」と呼ぶ〕

白石純一委員長

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、議案第1号中、生涯学習課所管の事項の審査を一時中止します。

〔生涯学習課退室、スポーツ推進課入室〕

次に、議案第1号中、スポーツ推進課所管の事項について審査に入ります。

スポーツ推進課長の説明を求めます。

大田スポーツ推進課長

議案第1号中、スポーツ推進課の所管する事項について説明いたします。

初めに、債務負担行為の補正について説明します。

補正予算書の18ページをお開きください。

当課所管分は、上から3行目、スポーツ推進課複合機借上料から4行下の総合体育館Wi-Fiスポットアクセスポイント保守料までの5件であり、いずれも前年度と同じ内容を引き続き行うものです。

次に、地方債の補正について説明いたします。

21ページをお開きください。

当課所管分は、下から4行目、多目的雨天屋内運動場改修事業の1件であり、国庫補助金の増額に伴い、市債の限度額を変更するものであります。

次に、歳入歳出補正予算について説明いたします。

今回の補正は、事業費の確定見込みによる減額のみとなっております。

初めに、歳出の主なものについて御説明いたします。

48ページをお開きください。

第10款教育費6項2目体育施設費は、10節需用費の光熱水費の執行見込みによる減額であります。

次の3目海洋センター管理費の7節報償費は、チャレンジアップスイミングの実績によ

る講師謝金の減額であり、12節委託料は、プール一般開放監視業務の実績による減額であります。

次に、歳入について説明いたします。

26ページにお戻りください。

第14款国庫支出金2項9目教育費国庫補助金のうち当課所管分は、4節体育施設費補助金の防災・安全社会資本整備交付金であり、交付額の確定に伴う増額であります。

次に30ページをお開きください。

第21款市債1項9目教育債のうち当課所管分は、5節保健体育債の多目的雨天屋内運動場改修事業債であり、国庫補助金の増額に伴う財源組替えによる減額であります。

以上で説明を終わりますが、よろしく願いいたします。

白石純一委員長

課長の説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、ここですいません。私、委員長から質疑をさせていただきたいので、暫時、大田副委員長と交代します。

〔白石純一委員は委員席、大田基次副委員長は委員長席に着席〕

大田基次副委員長

それでは暫時、委員長の職務を行います。

白石純一委員の発言を許します。

白石純一委員

48ページの10款6項3目12節の委託料、プール一般開放監視業務が48万2000円の減額になってますけれども、この理由を教えてください。

大田スポーツ推進課長

プールの一般開放の件ですけれども、例年ありますとおり、ありますとおりといいますか、台風接近とかいうことに伴う臨時休館もしばしばありますが、今年の場合ですね、国体の開催がございまして、この期間中、臨時休館がありまして、合計8日間の臨時休館を行ったことによる減額、実績による減額ということになります。

白石純一委員

4日間の臨時休館で48万円、1日当たり12万円ということですか。

〔発言する者あり〕

8日間、失礼しました。8日間ですね。はい、分かりました。

これについては、かなり休館が長かったので、私のほうからも、この日はできるんじゃないかというお願いをして、一部、急遽、また、営業していただいたこともあって、その点については感謝申し上げますけれども、できるだけ市民に、幾ら国体であったとしてもですね、可能な限り市民が使えるようにしていただくように、これからもよろしく願いします。

大田基次副委員長

白石委員の質疑が終わりましたので、委員長の職務を白石委員長と交代します。

〔大田基次委員は委員席、白石純一委員長は委員長席に着席〕

白石純一委員長

議案第1号中、スポーツ推進課所管の事項の審査を一時中止します。

〔スポーツ推進課退室、財政課入室〕

次に、議案第1号中、財政課所管の事項について審査に入ります。

財政課長の説明を求めます。

猿楽財政課長

議案第1号中、財政課の所管に関する事項について御説明いたします。

初めに、歳出について御説明いたします。

予算書の31ページを御覧ください。

第2款総務費1項7目財産管理費の増額は、24節積立金の財政調整基金、減債基金及び市民交流施設整備基金積立金への積立てによるものであります。

財政調整基金への積立ては、地方財政法第7条の規定に基づき、令和4年度一般会計決算剰余額、いわゆる剰余金、いわゆる実質収支の2分の1以上を積み立てるため2億4000万円余りを増額するものであり、減債基金への積立ては、普通交付税の再算定に係る臨時財政対策債償還基金分の2500万円余りを、また市民交流施設整備基金への積立ては、市文化協会からの寄附金10万円をそれぞれ積み立てるものであります。

39ページを御覧ください。

第4款衛生費3項1目上水道費の増額は、水道事業会計への繰出金について、統合水道に係る普通交付税措置額について、令和5年度の算定結果が当初の予算見込額より増となったことによるものであります。

49ページを御覧ください。

第12款公債費1項1目元金の増額は、元利均等償還分の利率見直しに伴う増額であり、2目利子は、実績見込みによる減額であります。

25ページにお戻りください。

歳入について御説明いたします。

第10款地方交付税1項1目地方交付税の補正は、令和5年度の普通交付税が再算定に伴い、39億2340万2000円の決定となったことを受け、予算計上済額との差額を増額するものであり、前年度と比較しますと6,900万円余りの増となったところであります。

27ページを御覧ください。

第16款財産収入2項1目不動産売払収入の補正は、市有地2件の売払いによるものであります。

28ページを御覧ください。

第17款寄附金1項1目一般寄附金の補正は、個人及び団体からの寄附金であります。

次に、第18款繰入金1項1目財政調整基金繰入金の補正は、前回の補正第8号までに7億500万円余りを財政調整基金から繰り入れるとしていたところですが、今回の補正による一般財源の剰余金を活用することにより減額し、繰り戻すものであります。

4目市有施設整備基金繰入金の補正は、充当している事業の事業費確定見込みにより減額し、繰り戻すものであり、12目市民交流施設整備基金繰入金は、図書館設計積算単価入替業務の未執行に伴う繰戻しであります。

29ページを御覧ください。

第19款繰越金1項1目繰越金の補正は、令和4年度の一般会計決算による剰余金が5億

3064万7522円で確定したことから、予算計上済額との差額を増額するものであります。

第20款諸収入5項4目雑入の補正のうち、財政課所管分は、县市町村振興協会市町村交付金の交付決定による増額であります。

以上で説明を終わりますが、よろしくお願いいたします。

白石純一委員長

財政課長の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、議案第1号中、財政課所管の事項の審査を一時中止します。

〔財政課退室〕

以上で、所管課等への質疑が終了しました。

この際、現地調査について、皆様の御意見を伺います。

現地調査が必要である場合は、予算書のページ番号、款項目、事業などの名称をお願いします。

必要なしでよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

必要なしということですので、現地調査は行わないことに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認め、現地調査を行わないことに決しました。

以上で質疑等を終結します。

それでは採決に進みます。

念のため申し上げます。

〔発言する者あり〕

ここで、商工観光課長から発言の申出がありますので、これを許可します。

〔商工観光課入室〕

宮下商工観光課長

先ほど道の駅阿久根Wi-Fiアクセススポットにおける接続時間の渡辺委員から御質問がありましたが、15分で接続が切れるというところで、これについては、接続数の制限等によってそういうことになってるというところでございます。

竹原信一委員

都市建設のほうでは再検討しますと、短すぎるだろう便利だ不便だろうという話ですすね、検討させていただきますという答弁だったんですよ。

あなた方、駅行って、実際、学生やら来た人がWi-Fi使おうってたった15分しかつながらないのに手続しようと思わないでしょう。これは見直しをする考えはありませんか。

〔発言する者あり〕

道の駅、道の駅だ。

宮下商工観光課長

ほかの施設もございまして、またちょっと庁内で検討したいと思います。

〔竹原信一委員「当然だ」と呼ぶ〕

白石純一委員長

以上で、所管課等への質疑が終了しました。

質疑が終了しましたので、採決に進みます。

念のため申し上げます。

議案に対する賛成、反対の表明については、討論の中で行うようお願いいたします。

まず討議に入ります。

討議ありませんか。

竹原信一委員

本会議、委員会において審議を、相互間の十分な討議を尽くして合意形成に努めるとありますので、そこを一緒に考えていただきたいんですよ。

私が言いたいのは、まず、ごみ出し困難者家庭一般廃棄物。これ、この件なんですけども、これは登録した人だけしか集めないという状況にあります。

もう高齢化が進んでいて、例えば私の近くの市営住宅なんか高齢者ばかりですよ。それで、登録した人だけのところをわざわざ車が来て持っていく、あとは持っていかない。

本当に、もうロスといいますか、もったいない。ほかの人たちは、身体的な問題がなければえっちらこっちら車の免許証をみんな返していつてますよね。そんな状況にあって、その人だけのは持っていく、ほかの人は持っていかない。これはね、非常に不都合といいますか、よくない環境だと思います。

もう、金をかけて始めたんだから、少なくともね、そこに来たら周辺のものも持っていくという体制をつくっていくべきだと思うんですけど、皆さんはその辺についてはどのように感じておいででしょうか。

御意見お伺いしたいです。

木下孝行委員

困窮者、困ってる方のごみの収集というのは、昨年、前の議会で、一応、議会からの要望ということで、執行部が行っている去年からの事業であってですね、また家庭へのごみの収集とはまた事業は別ですから、あくまでそういう困った人たちのための施策でありますんで、そういうことは、皆さんよく考えて判断すべきだろうと思いますよ。

竹原信一委員

みんな困るんですよ、ねえ。手続した人だけが困るわけじゃないんですよ。明日は我が身、私たちが免許証を返してしまっって、面倒くさい状況になっていくわけですよ。

白石純一委員長

マイクに向かってしゃべってください。

竹原信一委員

だから優しい、市政、行政は当たり前であって、自治体によっては全部戸別収集の形になっているところもあります。やればできる話なんです。ですから、この認めた人だけで、役所の手続どおり動かなきゃいけないというのはよくないんじゃないかな。

そしてですよ、例えば、業者が進んで一緒に持っていきますよというのがあっていいじゃないですか。周りの人たちも、これもお願いねって言えば、わざわざ遠いごみ置き場まで持っていかなくてもいいんですよから、そういう互いを思いやる環境というのは、つくられていくべきだと私は思いますよ。

枠組の、役所、たまたま手続した人だけが得られるという環境はね、非常によくないと思います。

考えてもらえませんか、皆さん。

白石純一委員長

ほかの私討議はよろしいですか。

〔発言する者あり〕

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、討論に入ります。

反対討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

賛成討論はありませんか。

〔「はい、あります」と呼ぶ者あり〕

賛成討論ですか。

竹原信一委員

いろいろと問題が山盛りの補正予算、現状ですけれども、先ほどのW i - F i の件などについても見直しをするという答えもありました。

しっかり私たちが今後も監視していくことで、実効的なものは、少しはよくなるだろうと思います。

今のタイミングで、これを否決して動きが悪くなるというのはよくないので、仕方なく賛成するのもありだと思います。

終わります。

白石純一委員長

ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、議案第1号、令和5年度阿久根市一般会計補正予算を採決します。

本案は可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、本案は可決すべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託されました案件は全て議了しました。

本日採決されました案件に対する委員会審査報告、報告書の作成、委員長報告及び議会だより原稿の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めそのように決しました。

以上で、予算委員会を散会します。

(散会 午後3時58分)

予算委員会委員長 白石純一